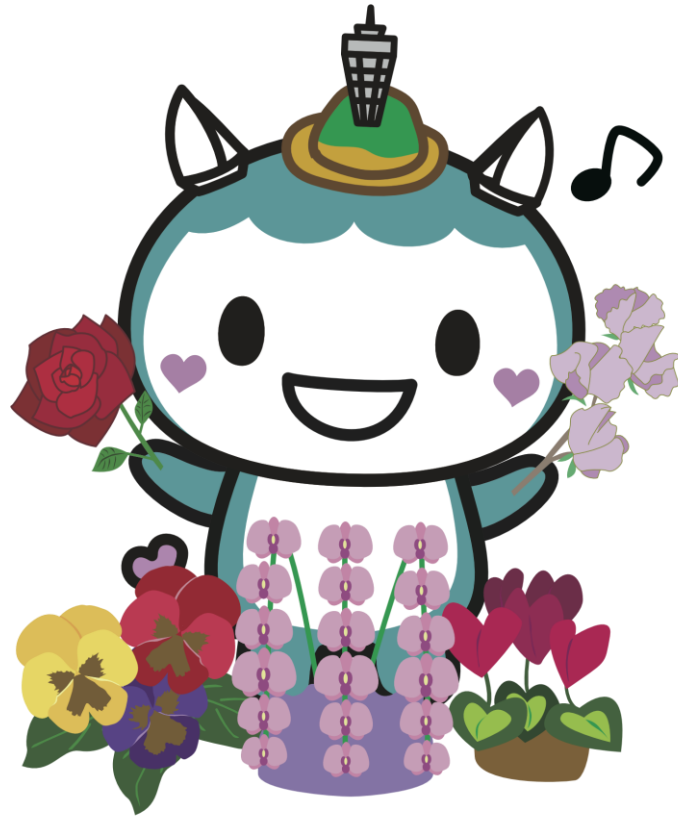


市税のしおり

～令和5年度版～



「キュンとするまち。藤沢」公式マスコットキャラクター
ふじキュン♡

藤 沢 市

目 次

1 藤沢市の税収と使い道	
(1) 市の予算	2
(2) 市税収入の内訳	2
(3) 市税の使い道	3
2 市税の種類とあらまし	
(1) 市税の種類	4
(2) 市税のあらまし	5
3 市民税・県民税	
(1) 個人の市民税・県民税	15
(2) 法人の市民税	44
4 固定資産税・都市計画税	
(1) 固定資産税	47
(2) 都市計画税	55
5 軽自動車税（種別割）	58
6 市たばこ税	62
7 事業所税	63
8 市税を納めるには	
(1) 納期内に納めましょう	64
(2) 市税の納付場所	64
(3) 口座振替	64
(4) Pay-easy（ペイジー）納付	65
(5) スマートフォン決済アプリ納付	65
(6) クレジットカード納付	66
(7) 延滞金とは	67
(8) 火災などの災害にあわれたとき	69
(9) 市税に不服があるとき	70
(10) 納税管理人	70
(11) 相続人代表者	71
(12) 固定資産現所有者	71
9 市税の電子申告・電子納税・電子申請による証明請求	73
10 市税の証明など	75
11 市税の窓口案内	77
12 税務署・県税事務所など	78

1 藤沢市の税収と使い道

(1) 市の予算

令和5年度の一般会計当初予算の額は、1,605億400万円です。そのうち、市税による収入は、838億9,700万円で、全体の52.3%です。市税は、あるべき藤沢の姿を実現するための事業を進めるうえで最も大切な財源となっています。

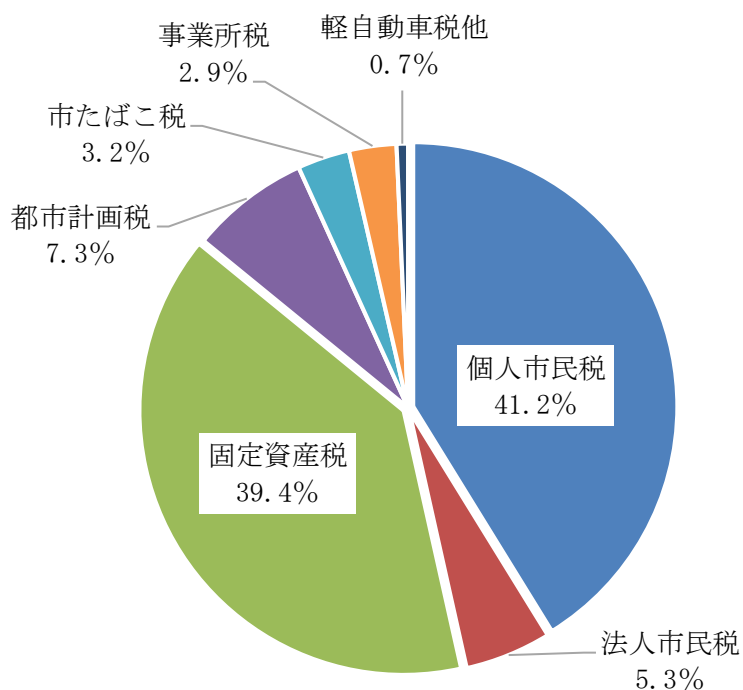
市税額を一人あたりに換算すると18万9,029円で、一方、藤沢市が行う事業の費用は、一般会計だけで一人あたり約36万円となっています。この一人当たりの市税額と事業の費用との差は、国や県からの補助金、市債などの財源によってまかなわれています。

※一人当たりの市税額及び藤沢市が行う事業の費用は、令和5年度市税予算額と一般会計当初予算額をそれぞれ令和5年1月1日現在の推計人口443,832人で割って算出したものです。

(2) 市税収入の内訳

令和5年度市税収入の予算総額838億9,700万円のうち、市民税が390億3,810万円、次いで固定資産税が330億1,230万円です。この2つの税で市税収入全体の85.9%となっています。

「市税の内訳及び構成比（令和5年度予算）」

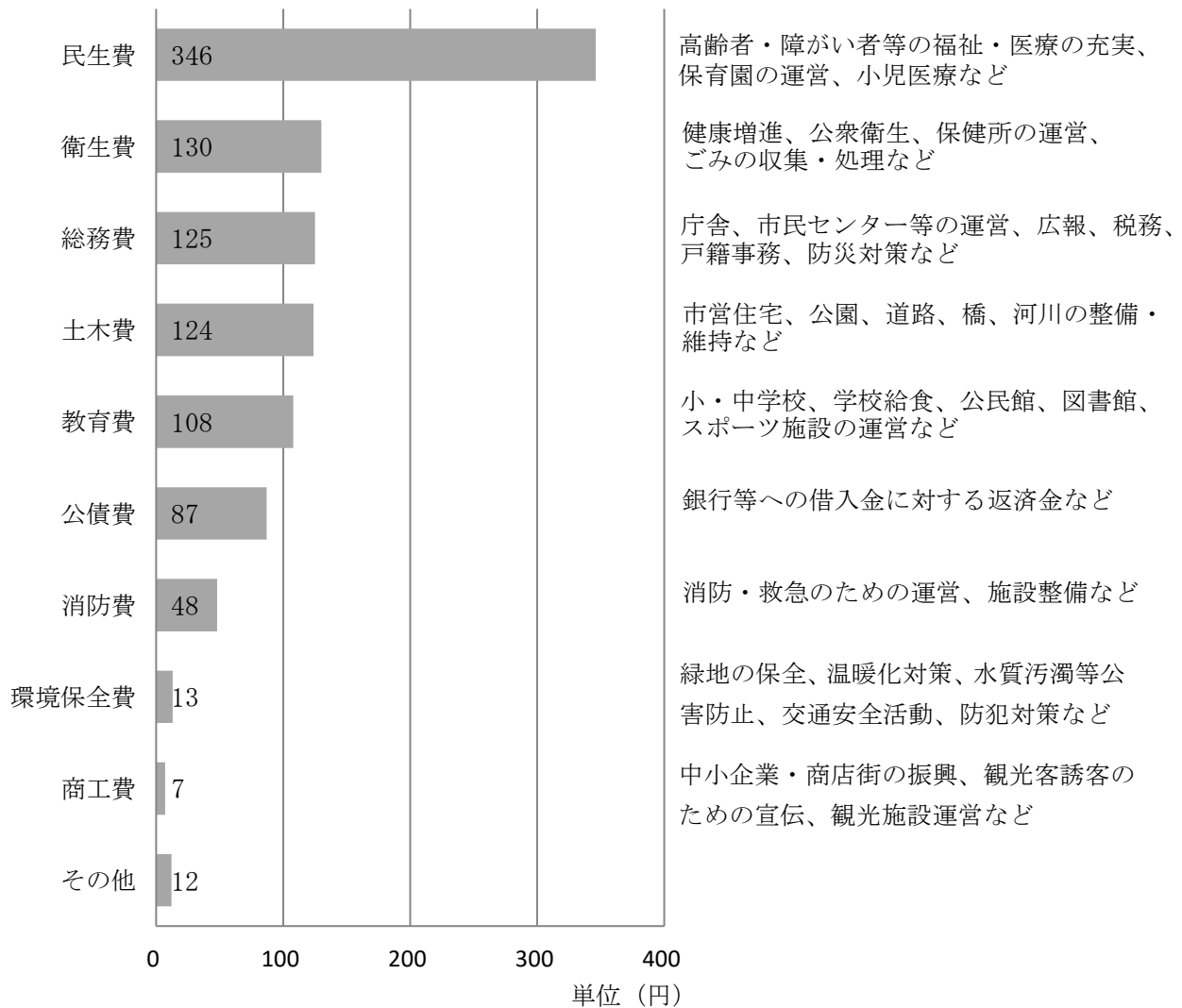


単位(千円、%)

税目	予算額	割合
個人市民税	34,593,200	41.2%
法人市民税	4,444,900	5.3%
固定資産税	33,012,300	39.4%
都市計画税	6,131,800	7.3%
市たばこ税	2,646,000	3.2%
事業所税	2,465,000	2.9%
軽自動車税	592,800	0.7%
入湯税	10,200	0.0%
特別土地保有税	800	0.0%
合計	83,897,000	100.0%

(3) 市税の使い道

令和5年度の市税収入の総額を1,000円に換算した場合の使い道は、おおむね次のようになります。

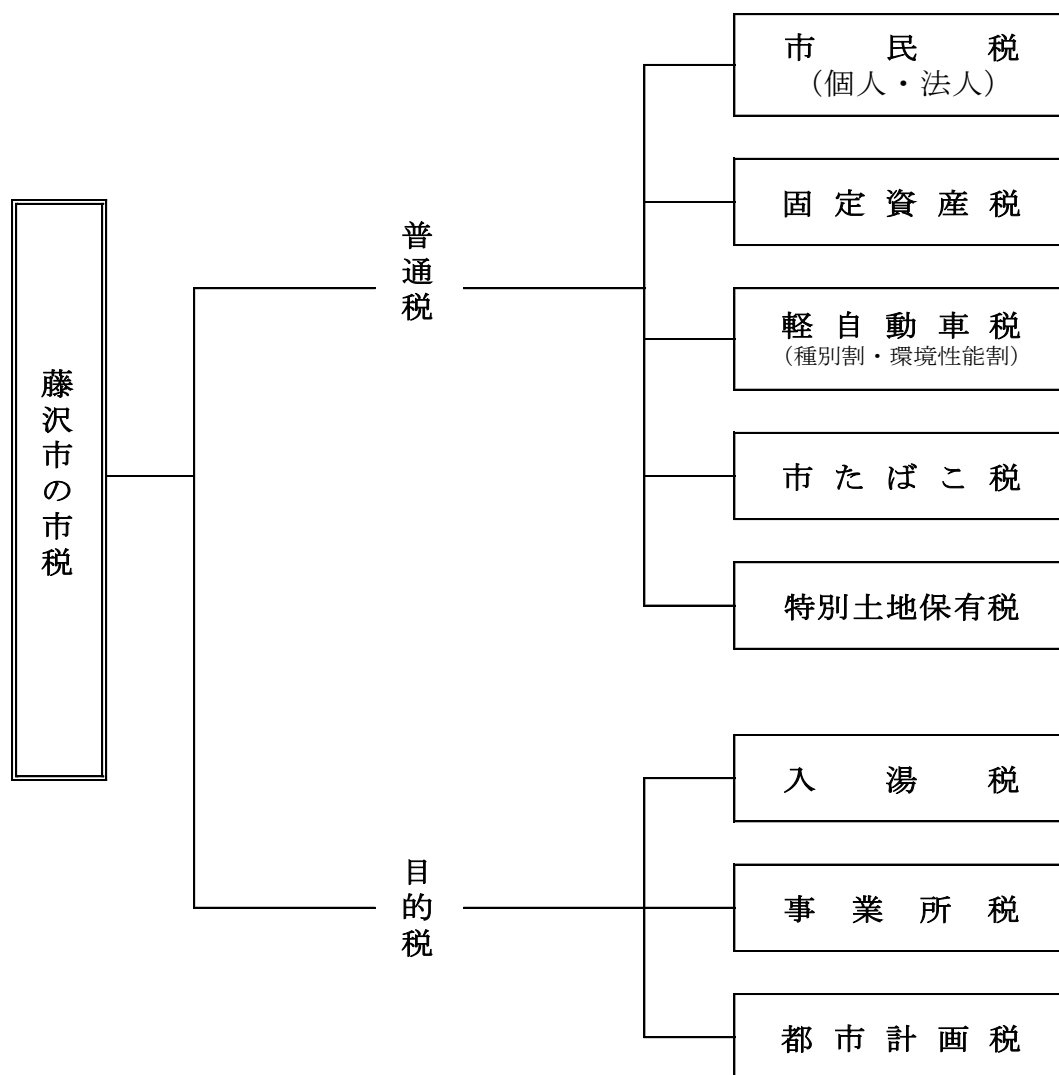


2 市税の種類とあらまし

(1) 市税の種類

藤沢市の市税は、下の図のとおりです。

市民税（個人及び法人）などの大半の市税は「普通税」と呼ばれ、主として納税者の負担能力を基礎とした税金であり、市の一般的な経費に充てられています。また、普通税と性格が異なる税金として「目的税」があります。これは、都市計画道路など特定の事業の経費に充てるための税金です。



※税の種類として、国税と地方税、直接税と間接税などの分け方もあります。

	直接税	間接税
国税	所得税、法人税、相続税、贈与税 など	消費税、酒税、たばこ税、 印紙税 など
地方税	道府県民税、事業税、自動車税、 不動産取得税 など	地方消費税、軽油引取税、 県たばこ税 など

(2) 市税のあらまし

市民税・県民税(個人)

くわしくはP15～P43

納税義務者

1. 1月1日現在において、市内に住所のある個人・・・均等割と所得割
2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所がない方
・・・均等割

課税標準

前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額など

税率

- ・均等割
市民税 3,500 円
県民税 1,800 円 (超過課税 (水源環境保全税) 分 300 円を含む)
(市民税及び県民税の内 500 円は東日本大震災復興に関するもの)
- ・所得割
市民税 6 %
県民税 4.025% (超過課税分 0.025%を含む)

徴収方法

普通徴収
給与特別徴収
年金特別徴収

期別及び納期 (又は納期限)

普通徴収	第1期	6月1日～6月30日
	第2期	8月1日～8月31日
	第3期	10月1日～10月31日
	第4期	1月1日～1月31日

給与特別徴収 6月～翌年5月 毎月翌月10日

年金特別徴収
仮徴収 4月 6月 8月
本徴収 10月 12月 2月

※納期の末日が土日・祝日に当たる場合は、翌開庁日が納期限となります。

賦課期日

1月1日

市民税(法人)

くわしくは P44～P45

納税義務者

1. 市内に事務所又は事業所を有する法人 . . . 均等割と法人税割
2. 市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの . . . 均等割
3. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課せられる個人で市内に事務所又は事業所を有するもの . . . 法人税割

課税標準

法人税額

税率

資本金等の額 (※1)	市内事業所の 従業者数	均等割の税率	法人税割の 税率(※2)
50億円超	50人超	3,000,000円	8.4% (12.1%)
	50人以下	410,000円	
10億円超～50億円以下	50人超	1,750,000円	7.2% (10.9%)
	50人以下	410,000円	
5億円超～10億円以下	50人超	400,000円	6.0% (9.7%)
	50人以下	160,000円	
1億円超～5億円以下	50人超	400,000円	6.0% (9.7%)
	50人以下	160,000円	
1千万円超～1億円以下	50人超	150,000円	6.0% (9.7%)
	50人以下	130,000円	
1千万円以下	50人超	120,000円	6.0% (9.7%)
	50人以下	50,000円	
資本・出資金を有しない		50,000円	

(※1) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は当該額(資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額)を適用します。

(※2) 下段()内は平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用する税率です。

徴収方法

申告納付

納期限

各事業年度終了の日の翌日から2か月以内

固定資産税

くわしくは P47～P54

納税義務者

市内に所在する固定資産を1月1日現在所有する方

課税標準

1. 土地、家屋（補充）課税台帳に登録された1月1日現在の価格等
2. 償却資産課税台帳に登録された1月1日現在の価格等

税率（免税点）

1.4% ※免税点（課税標準額）
土地・・・30万円未満 家屋・・・20万円未満 償却資産・・・150万円未満

徴収方法

普通徴収

期別及び納期

第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日
第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月31日
※ただし、納期の末日が土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）に当た
る場合は、翌開庁日が納期限となります。

賦課期日

1月1日

都市計画税

くわしくは P55

納税義務者

市街化区域内に土地及び家屋を所有する方

課税標準

土地、家屋（補充）課税台帳に登録された1月1日現在の価格等

税率

0.25%

徴収方法及び納付方法

普通徴収 固定資産税とあわせて納付

賦課期日

1月1日

使途

令和5年度は下水道費、土地区画整理費、公園費及び街路事業費などの財源

軽自動車税(種別割)

くわしくは P58～P61

納税義務者

1. 原動機付自転車の所有者
2. 軽自動車及び小型特殊自動車の所有者
3. 二輪の小型自動車の所有者

課税標準

1台(総排気量及び車種による)

税率

●原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪車及び二輪の小型自動車

車種区分		税率(年税額)
原動機付自転車	50cc以下又は0.6kW以下	2,000円
	50cc超90cc以下又は 0.6kW超0.8kW以下	2,000円
	90cc超125cc以下又は 0.8kW超1.0kW以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
軽二輪車(側車付含む)	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

●三輪及び四輪以上の軽自動車

車種区分			税率(年税額)		
			旧税率	標準税率	重課税率
			初度検査が平成27年3月31日以前の車両	初度検査が平成27年4月1日以後の車両	初度検査後13年経過した車両
三輪の軽自動車			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上の 軽自動車	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※グリーン化特例（軽課）

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、最初の新規検査（初度検査）を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車（新車に限る）で、次の（ア）～（ウ）の基準を満たす車両について、令和5年度分の軽自動車税（種別割）はグリーン化特例（軽課）が適用されます。

- （ア）電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車
平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス基準適合
- （イ）令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）
平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）に限る。
- （ウ）令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）
平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）に限る。

車種区分			税率（年税額）		
			（ア） 75%軽減後 の税率	（イ） 50%軽減後 の税率	（ウ） 25%軽減後 の税率
三輪の軽自動車			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上の 軽自動車	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円		
	貨物用	営業用	1,000円		
		自家用	1,300円		

徴収方法

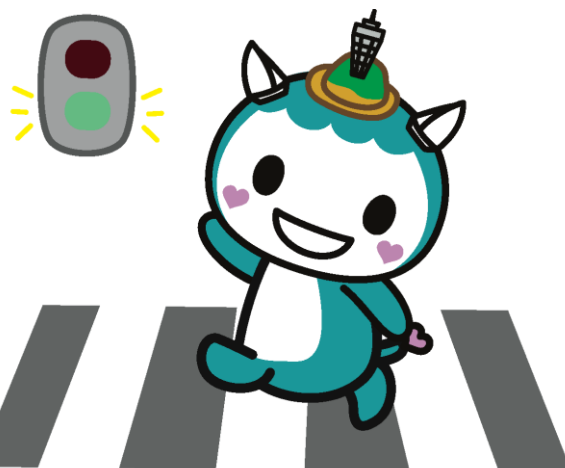
普通徴収

納期限

5月末日

賦課期日

4月1日



軽自動車税(環境性能割)

令和元年10月1日から、県税の自動車取得税が廃止され、市税の軽自動車税環境性能割が創設されました。軽自動車税環境性能割は環境負荷の小さい軽自動車の普及促進を目的としています。なお、賦課徴収は当分の間、神奈川県が行います。

納税義務者

三輪以上の軽自動車(新車・中古車)を取得した方

課税標準

取得価額

税率

●電気自動車・天然ガス自動車

車種区分		税率
電気自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減 又は平成30年排出ガス基準適合)	営業用	非課税
	自家用	

●ガソリン車・ガソリンハイブリッド車

車種区分		税率			
		(ア)	(イ)	(ウ)	左記 以外
ガソリン車・ ガソリンハイブリッド車 (いずれも平成17年排出ガス基準 75%低減又は平成30年排出ガス基準 50%低減(★★★★)に限る)	営業用	非課税	0.5%	1.0%	2.0%
	自家用		1.0%	2.0%	

(ア) 乗用：令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車

貨物用：平成27年度燃費基準+25%達成車

(イ) 乗用：令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成車

貨物用：平成27年度燃費基準+20%達成車

(ウ) 乗用：令和12年度燃費基準55%達成車

貨物用：平成27年度燃費基準+15%達成車

注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとなります。

市たばこ税

くわしくは P62

納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

課税標準

売渡し製造たばこ本数

税率

紙巻たばこ 1,000 本につき、6,552 円

徴収方法

申告納付

期別及び納期限

毎月 翌月末日

特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的取得の抑制及び宅地の供給促進を目的として設けられた税です。

平成 15 年度以降は新たな課税を行っていません。

納税義務者

【保有分】

市内に所在する土地を 1 月 1 日現在所有する方

【取得分】

市内に所在する土地を 1 月 1 日前 1 年以内に 5,000 m²以上取得した方

市内に所在する土地を 7 月 1 日前 1 年以内に 5,000 m²以上取得した方

課税標準及び税率

土地の取得価額 【保有分】 1.4% 【取得分】 3%

課税期間

取得した土地を保有している期間で、最長 10 年間

徴収方法及び納期限

申告納付 【保有分】 5 月末日 【取得分】 2 月末日 8 月末日

入湯税

入湯税は、市の環境衛生施設等の整備及び観光の振興に要する費用に充てるために、鉱泉浴場の入湯客に対して課税する目的税です。

納税義務者

鉱泉浴場における入湯客（次の1～3のいずれかに該当する入湯客は課税免除となります。）

1. 年齢12歳未満の方
2. 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方
3. 1,000円以下（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の入湯料金で入湯する方

課税標準及び税率

鉱泉浴場における入湯行為 入湯客1人1日につき、150円

徴収方法

浴場経営者（特別徴収義務者）が入湯客から入湯税を受け取り、市へ申告して納付

期別及び納期限

毎月 翌月15日

使途

令和5年度は観光振興事業の財源



ふじキュン♡

事業所税

くわしくは P63

納税義務者

事業を行う法人又は個人

課税標準

- ・資産割・・・事業所床面積
- ・従業者割・・・従業者給与総額

税率（免税点）

- ・資産割・・・1 m²につき 600 円（免税点：延床面積 1,000 m²以下）
- ・従業者割・・・0.25%（免税点：従業者総数 100 人以下）

徴収方法

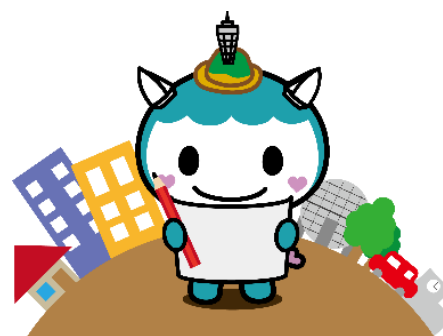
申告納付

納期限

法人・・・各事業年度又は計算期間終了の日から 2 か月以内
個人・・・翌年の 3 月 15 日まで

使 途

令和 5 年度は道路維持費、土地区画整理費、小学校費・学校建設費などの財源



ふじキュン♡

令和5年度 納税カレンダー

市税の納期限と申告期間等の一覧表

	個人市民税・県民税	固定資産税 都市計画税	その他の市税
4月			
5月		31日（第1期）	31日 軽自動車税（種別割）
6月	30日（第1期）		
7月		31日（第2期）	
8月	31日（第2期）		
9月			
10月	31日（第3期）	2日（第3期）	
11月			
12月			
1月	31日（第4期）	4日（第4期） *償却資産の申告 （～1月31日）	
2月	*市民税・県民税の申告 （～3月15日）		
3月			
毎月	給与特別徴収（10日（※））		入湯税（15日（※）） 市たばこ税（末日（※））
随時	年金特別徴収 （4月・6月・8月・10月・12月・2月）		事業所税 法人市民税

（※）納期限が土日祝日等の場合はその翌開庁日になります。



3 市民税・県民税

市民税は、地域社会の会費として、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格を有する税です。

市民税には、個人が負担する個人市民税と、会社などが負担する法人市民税とがあり、それぞれ均等の額によって納める均等割と所得などに応じて納める所得割（会社などの場合には法人税割）があります。

また、個人の市民税は、一般に県民税と合わせて住民税（市民税・県民税）と呼ばれます。県民税の申告と納税は、納税者のみなさんの便宜を図るため、市民税と合わせて行うことになっています。

(1) 個人の市民税・県民税

ア 納税義務者

次に掲げる方は、市民税・県民税の納税義務があります。

納 税 義 務 者	納めるべき税	
	均等割	所得割
市内に住所がある個人	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある個人で、その市に住所がない方	○	

市内に住所を有するかどうか、また、事務所などを有するかどうかは、その年の1月1日現在（これを賦課期日といいます。）の状況で判断されます。

市民税・県民税が課税されない方

均等割も所得割も課税されない方	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和5年1月1日現在生活保護法による生活扶助を受けている方 ② 障がい者・未成年者（平成17年1月3日以降の生まれで未婚）・寡婦・ひとり親のいずれかに該当する方で、令和4年中の合計所得金額が135万円以下の方 ③ 令和4年中の合計所得金額が次の金額以下の方（判定には、16歳未満の扶養親族も含みます。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合 →45万円（給与収入金額では100万円） ・ 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合 →35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）＋21万円＋10万円
所得割が課税されない方	<ul style="list-style-type: none"> ① 所得控除の合計額が総所得金額を上回る方 ② 令和4年中の総所得金額等が次の金額以下の方（判定には、16歳未満の扶養親族も含みます。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 控除対象配偶者及び扶養親族を有しない場合 →45万円（給与収入金額では100万円） ・ 控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合 →35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）＋32万円＋10万円

イ 税額の計算方法

均等割……市民税 3,500 円、県民税 1,800 円（県民税は超過課税（水源環境保全税）による上乗せ分 300 円を含む。）

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、臨時の措置として市民税・県民税の均等割の標準税率が引き上げられました。

藤沢市及び神奈川県においてもこの法律の趣旨を踏まえ、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、藤沢市及び神奈川県が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、臨時の措置として、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間、市民税及び県民税の均等割額がそれぞれ 500 円ずつ引き上げられます。

所得割……
$$\frac{(\text{総所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}}{\text{課税総所得金額}}$$

所得とは、次表の所得の種類に応じて、それぞれ 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の収入金額から、原則として、その収入を得るための必要経費を差し引いたものをいいます。

なお、市民税・県民税は所得税と異なり、前年中の所得を基準として計算されますので、令和 5 年度の市民税・県民税は、令和 4 年中の所得金額が対象となります。

また、退職所得、山林所得、土地建物の譲渡所得、株式等の譲渡所得などについては、他の所得と分離して、所得ごとに特別な所得割額の計算を行います。

総所得金額……総合長期譲渡所得と一時所得の合計額の 1 / 2 に相当する金額と、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合短期譲渡所得、雑所得の金額との合計額

合計所得金額……総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額（平成 10 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間については適用なし）、分離短期譲渡所得の金額、分離長期譲渡所得の金額、分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額

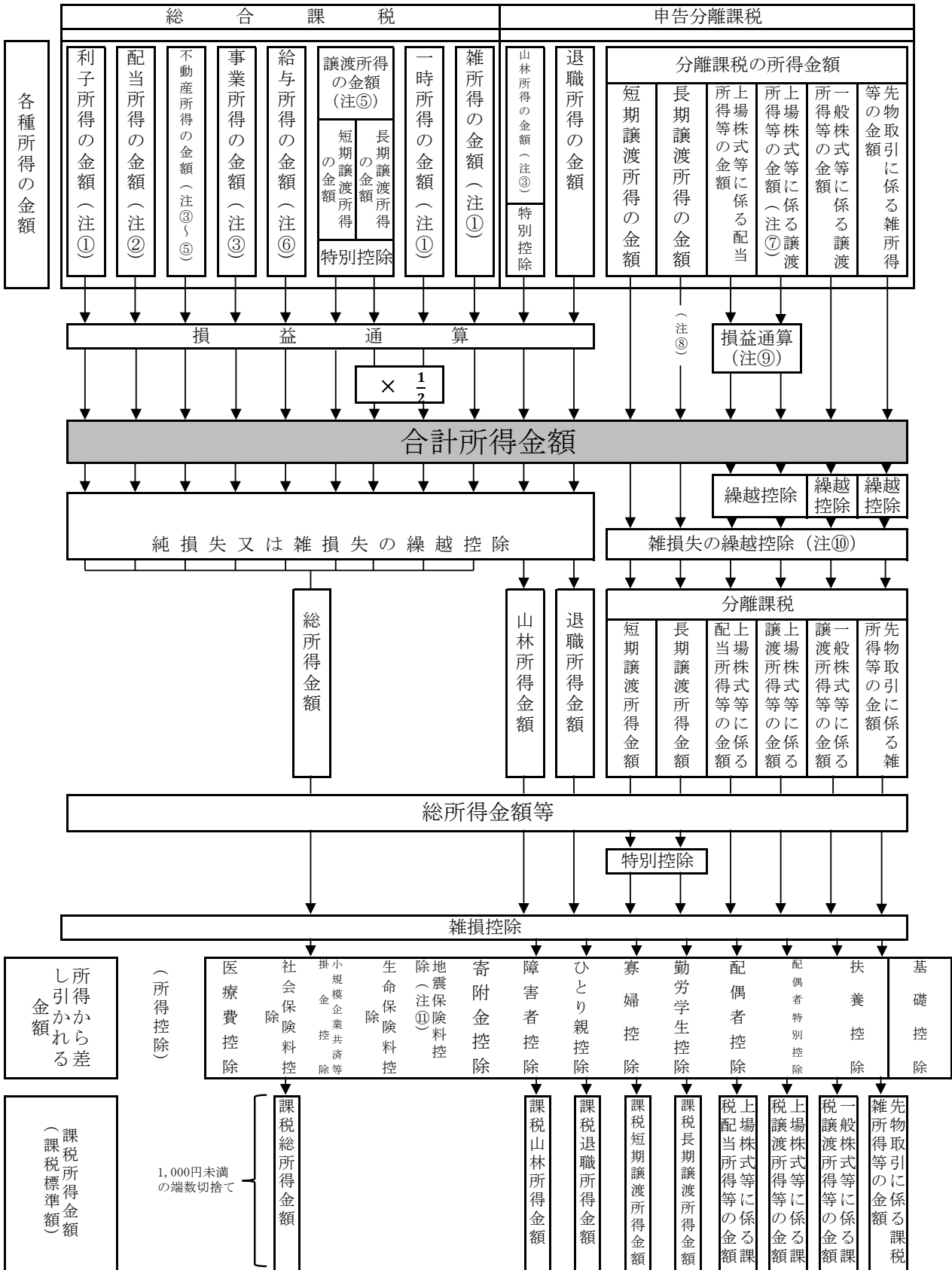
※ただし、損失の繰越控除を適用する場合は適用前^前の金額、また下線のついている所得については、特別控除前の金額

総所得金額等……総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額（平成 10 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間については適用なし）、分離短期譲渡所得の金額、分離長期譲渡所得の金額、分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計額

※ただし、損失の繰越控除を適用する場合は適用後^後の金額、また下線のついている所得については、特別控除前の金額

課税総所得金額……総所得金額から所得控除額を差し引いた金額（千円未満の端数を切り捨てた金額）

計算過程における損益通算の概念図



(注)

- ① 源泉分離課税の適用を受けるものを除きます（措法 3①、3の3①、41の9、41の10①、41の12①）。
- ② 源泉分離課税の適用を受けるもの及び申告をしないことを選択した配当を除きます（措法 8の2①、8の3①、8の5）。
- ③ 有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約を締結している個人組合員の不動産所得、事業所得及び山林所得の金額の計算上、その契約に基づいて営まれた組合事業から生じた不動産所得、事業所得及び山林所得の損失額のうち出資金額等を基に計算される一定の金額を超える部分の金額については、必要経費とすることはできません（措法 27の2）。
- ④ 不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等の個人組合員（組合事業に係る重要な業務執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する個人組合員を除く。）又は特定受益者（信託の受益者等をいう。）の不動産所得の金額の計算上、組合事業又は信託から生じた不動産所得の損失はなかったものとみなされます（措法 41の4の2、法 13①②）。
- ⑤ 令和2年度税制改正により、令和3年分以後の所得税については、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する個人の不動産所得の金額の計算上、その国外不動産所得の損失はなかったものとみなされます（措法 41の4の3）。
- ⑥ その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する等の一定の要件を満たした場合には、給与所得の金額から一定の計算を行った金額を控除することとされています（措法 41の3の3①②）。
- ⑦ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得で、申告をしないことを選択したものを除きます（措法 37の11の5①）。
- ⑧ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失については他の所得との損益通算及び繰越控除を適用することができます（措法 41の5、41の5の2）。
- ⑨ 上場株式等に係る配当所得等の金額と損益通算の対象となるのは、上場株式等に係る譲渡損失の金額ですが、その金額は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（措法 37の11①）の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の計算を行った金額をいいます（措法 37の12の2①②）。
- ⑩ 分離課税とされる長期譲渡所得及び短期譲渡所得、上場株式等に係る配当所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額は、他の所得との損益通算、純損失の繰越控除は適用されません（ただし、上場株式等に係る配当所得等の金額は⑦に掲げる上場株式等に係る譲渡損失の金額とのみ損益通算できる）が、雑損失の繰越控除は適用することができます（措法 31①③二、32①④、8の4③二、37の10①⑥四、37の11①⑥、41の14①②三）。
- ⑪ 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合を含みます（18 改正法附 10②③）。

※凡例

本ページ中に引用する法令については、次の略称を使用しています。

措法———租税特別措置法

法———所得税法

18 改正法附——平成 18 年度所得税法改正附則



(ア) 所得の種類及び計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
1. 利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
2. 配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
3. 不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
4. 事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
5. 給与所得	会社員の給料、賞与など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
6. 退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額
7. 山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
8. 譲渡所得	土地などの財産を売った場合の所得	収入金額－譲渡資産の取得費－譲渡費用－特別控除額＝譲渡所得の金額
9. 一時所得	生命保険の満期一時金など	収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額＝一時所得の金額
10. 雑所得 (年金など)	上記のいずれにも該当しない所得	(公的年金等の収入金額－公的年金等控除額) + (その他の収入金額－必要経費) = 雑所得の金額

a. 給与所得の求め方

給与所得については、次の表のとおり計算します。(単位：円)

収入金額	所得金額
～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	収入金額 － 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000 (定額)
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000 (定額)
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000 (定額)
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000 (定額)
1,628,000 ～ 1,799,999	(A) × 0.6 + 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999	(A) × 0.7 － 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	(A) × 0.8 － 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	収入金額 × 0.9 － 1,100,000
(※) 8,500,000 ～	－ 1,950,000

(注1) (A) は、下の式により計算した額となります。

$$(A) = \{ \text{収入金額} \div 4,000 \text{ (小数点第1位以下切り捨て)} \} \times 4,000$$

(例) 給与収入が 5,578,923 円の場合

$$5,578,923 \div 4,000 \text{ (小数点第1位以下切り捨て)} = 1,394$$

$$1,394 \times 4,000 = 5,576,000$$

$$5,576,000 \times 0.8 = 4,460,800$$

$$4,460,800 - 440,000 = 4,020,800 \rightarrow \text{給与所得は 4,020,800 円になります。}$$

(注2) 所得金額調整控除の適用

A. 給与等の収入金額で850万円を超える方(※)で次の①～③のいずれかに該当する場合
給与所得の金額から下記の調整額が控除されます。

- ①納税者本人が特別障がい者である
- ②23歳未満の扶養親族がいる
- ③特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる

【調整額】 (給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

B. 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合次の調整額が給与所得の金額から控除されます。

【調整額】 (給与所得控除後の給与等の金額 (10万円が限度) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円が限度)) - 10万円

b. 雑所得(公的年金等)の求め方

国民年金、厚生年金、共済年金等の公的年金等については、収入金額の合計額から次のとおり計算します。

【65歳未満】 年金収入(A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			
	1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超	令和2年度以前
130万円未満	-60万円	-50万円	-40万円	-70万円
130万円以上 ~410万円未満	(A) × 0.75 -27.5万円	(A) × 0.75 -17.5万円	(A) × 0.75 -7.5万円	(A) × 0.75 -37.5万円
410万円以上 ~770万円未満	(A) × 0.85 -68.5万円	(A) × 0.85 -58.5万円	(A) × 0.85 -48.5万円	(A) × 15% +78.5万円
770万円以上 ~1000万円以下	(A) × 0.95 -145.5万円	(A) × 0.95 -135.5万円	(A) × 0.95 -125.5万円	(A) × 0.95 -155.5万円
1000万円超	-195.5万円	-185.5万円	-175.5万円	
【65歳以上】 年金収入(A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			
	1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超	令和2年度以前
330万円未満	-110万円	-100万円	-90万円	-120万円
330万円以上 ~410万円未満	(A) × 0.75 -27.5万円	(A) × 0.75 -17.5万円	(A) × 0.75 -7.5万円	(A) × 0.75 -37.5万円
410万円以上 ~770万円未満	(A) × 0.85 -68.5万円	(A) × 0.85 -58.5万円	(A) × 0.85 -48.5万円	(A) × 0.85 -78.5万円
770万円以上 ~1000万円以下	(A) × 0.95 -145.5万円	(A) × 0.95 -135.5万円	(A) × 0.95 -125.5万円	(A) × 0.95 -155.5万円
1000万円超	-195.5万円	-185.5万円	-175.5万円	

(イ) 所得控除の種類

種 類	要 件	控 除 額
雑損控除	前年中に災害などにより、資産について損失を受けた場合	次のいずれか多い金額 ① (損失の金額－保険などにより補填された額)－(総所得金額等×1/10) ② (災害関連支出の金額－保険などにより補填された額)－5万円
医療費控除	前年中に医療費等を支払った場合	次の①、②のうちいずれかの控除を受けることができます。 ①医療費控除 本人や生計を一にする配偶者やその他親族が、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に支払った医療費がある場合、下記のア、イのうち多い方の金額 (控除最高限度額2,000,000円) ア (支払った医療費－保険等で補填される金額)－100,000円 イ (支払った医療費－保険等で補填される金額)－総所得金額等の5% (小数点以下切り捨て) <医療費控除の対象となるものの例> ・ 医師や歯科医師に支払った医療費 ・ 病院や診療所等に支払った医療費 ・ 病気やけがの治療、療養のために購入した医薬品の代金 ・ 治療のためにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師に支払った施術費 (単に疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係ないものは対象外) ・ 病院等に通院するために支払った電車、バス等の交通費 (やむを得ない場合を除きタクシー代は対象外) ・ 寝たきりの方のおむつ代 ※医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要 ・ ストマ用装具の購入費 ※医師が発行した「ストマ用装具使用証明書」が必要 <医療費控除の対象とならないものの例> ・ 健康診断、人間ドック等の治療を目的としない費用 (※人間ドックや各種検査により病気が見つかり、治療が必要となった場合は対象となります。) ・ 健康食品やドリンク剤 ・ 自己都合で利用したときの差額ベッド代 ・ インフルエンザ等の予防接種料 ・ 診断書作成のための文書料

種 類	要 件	控 除 額
		<ul style="list-style-type: none"> ・近視、遠視のために買った眼鏡代、コンタクトレンズの費用 ・美容目的のための歯列矯正費用 ・自家用車で通院したときのガソリン代や駐車料金 <p>②セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） 本人や生計を一にする配偶者やその他親族が、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間に、スイッチ OTC 医薬品（※1）を購入した場合、その年中に支払った額1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合は8万8千円）について、「医療費控除の特例」を受けることができます。ただし、医療費控除の特例を受ける場合は、一定の取組（※2）を行っている必要があります。 （控除最高限度額 88,000 円） （支払ったスイッチ OTC 医薬品の総額－保険金等で補填される金額）－ 12,000 円 （※1）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品※医療機関で処方された医薬品は同制度の対象外です。（詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。） （※2）健康保持増進及び疫病への予防の取組として次のいずれかを実施していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・健康診査 <li style="width: 50%;">・予防接種 <li style="width: 50%;">・定期健康診断 <li style="width: 50%;">・特定健康診査 <li style="width: 50%;">・がん検診
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険、国民年金など）を支払った場合	支払った額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度に基づいた掛金、確定拠出年金の個人型年金加入者掛金を支払った場合	支払った額

種 類	要 件	控 除 額																				
生命保険料 控除	<p>前年中に生命保険契約などの保険料を支払った場合</p> <p>①旧契約→平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等</p> <p>②新契約→平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等</p> <p>※同じ保険区分で旧契約と新契約の両方について控除を受ける場合は、右記の計算式でそれぞれの控除額を計算し合算した金額が控除金額となります。ただし、この際の限度額は28,000円になります。（旧契約のみで控除を受けたほうが控除額が大きい場合は限度額が35,000円になります。）</p>	<p>次の①旧契約（一般生命保険・個人年金保険）、②新契約（一般生命保険・個人年金保険・介護医療保険）の控除額の合計 （控除限度70,000円）</p> <p>①支払った保険料が旧契約に基づく生命保険料の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料×1/2 +7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料×1/4 +17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円（限度額）</td> </tr> </tbody> </table> <p>②支払った保険料が新契約に基づく生命保険料の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の額</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料×1/2 +6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料×1/4 +14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円（限度額）</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の額	控 除 額	15,000円以下	全額	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2 +7,500円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4 +17,500円	70,001円以上	35,000円（限度額）	支払った保険料の額	控 除 額	12,000円以下	全額	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2 +6,000円	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4 +14,000円	56,001円以上	28,000円（限度額）
支払った保険料の額	控 除 額																					
15,000円以下	全額																					
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2 +7,500円																					
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4 +17,500円																					
70,001円以上	35,000円（限度額）																					
支払った保険料の額	控 除 額																					
12,000円以下	全額																					
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2 +6,000円																					
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4 +14,000円																					
56,001円以上	28,000円（限度額）																					
地震保険料 控除	<p>前年中に地震保険などの保険料を支払った場合</p> <p>※旧長期損害保険契約で、地震保険の対象となる補償も兼ね備えている契約の場合、いずれか一方の証明額に基づく控除額の選択となります。 （控除額の多い方を選択）</p>	<p>次の①、②、③いずれかの控除額 （控除限度25,000円）</p> <p>①地震保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の合計額</th> <th>地震保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料の1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②旧長期損害保険料…平成18年末までに契約した保険期間10年以上で満期返戻金のある損害保険</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の合計額</th> <th>損害保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③地震保険料と旧長期損害保険の両方有る場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①より求めた控除額+②により求めた控除額（最高25,000円）</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の合計額	地震保険料控除額	50,000円以下	支払保険料の1/2	50,001円以上	25,000円	支払った保険料の合計額	損害保険料控除額	5,000円以下	支払保険料の全額	5,001円～15,000円以下	支払保険料×1/2 +2,500円	15,001円以上	10,000円	①より求めた控除額+②により求めた控除額（最高25,000円）					
支払った保険料の合計額	地震保険料控除額																					
50,000円以下	支払保険料の1/2																					
50,001円以上	25,000円																					
支払った保険料の合計額	損害保険料控除額																					
5,000円以下	支払保険料の全額																					
5,001円～15,000円以下	支払保険料×1/2 +2,500円																					
15,001円以上	10,000円																					
①より求めた控除額+②により求めた控除額（最高25,000円）																						

種 類	要 件	控 除 額
障害者控除	<p>本人、その同一生計配偶者又は扶養親族（年少扶養親族を含む）が障がい者の場合</p> <p>※障がい者であるかどうかの判断は、前年の12月31日（年の中途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況</p>	<p>26万円</p> <p>（特別障がい者の場合・・・30万円）</p> <p>（同居特別障がい者の場合・・・53万円）</p>
ひとり親控除・寡婦控除	<p>ひとり親</p> <p>現に婚姻していない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、次に該当する場合</p> <p>①生計を一にする子（総所得金額等48万円以下で、他の者の・同一生計配偶者又は扶養親族とされていない方）を有する</p> <p>②合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>③事実上婚姻関係と同様の事情になると認められる方がいないこと</p>	30万円
	<p>寡婦</p> <p>次の①又は②のいずれかに該当する女性で、ひとり親に該当しない場合</p> <p>①離別で次のA～Cの要件を満たす場合</p> <p style="margin-left: 2em;">A 扶養親族を有すること</p> <p style="margin-left: 2em;">B 合計所得金額が500万円以下であること</p> <p style="margin-left: 2em;">C 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと</p> <p>②死別で①のB・Cの要件を満たす場合</p>	26万円
勤労学生控除	前年の合計所得金額が75万円以下、かつ、自己の勤労による所得以外の所得が10万円以下の勤労学生	26万円

種 類	要 件	控 除 額
配偶者控除	前年の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、納税義務者と生計を一にする親族などで前年の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合	次ページ別表1のとおり
扶養控除	<p>（年齢等の要件）</p> <p>①老人控除対象配偶者及び老人扶養親族 70歳以上（昭和28年1月1日以前生まれ）の方</p> <p>②同居老親等扶養控除 老人扶養親族のうち納税者又はその配偶者いずれかと同居しており、かつそれらの直系尊属である方</p> <p>③特定扶養親族 19歳以上23歳未満（平成12年1月2日から平成16年1月1日までの生まれ）の方</p> <p>④扶養親族 16歳以上で①～③以外（平成16年1月1日以前生まれ）の方</p> <p>⑤年少扶養親族 16歳未満（平成19年1月2日以降生まれの方）</p>	<p>①老人扶養親族一人につき ……38万円</p> <p>②同居老親等扶養親族一人につき…45万円</p> <p>③特定扶養親族一人につき ……45万円</p> <p>④上記以外の扶養親族一人につき…33万円</p> <p>⑤年少扶養親族 ……0円</p>
配偶者特別控除	<p>前年の合計所得金額が1,000万円以下の方で配偶者を有する場合</p> <p>（※配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、配偶者控除が適用となりますので、配偶者特別控除を申告することはできません。）</p>	次ページ別表1のとおり
基礎控除	合計所得金額に応じて段階的に変動	次ページ別表2のとおり

<別表1>

		納税（義務）者の合計所得の金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円	
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 100万円以下	33万円	22万円	48万円超 105万円以下	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円		
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	105万円超 110万円以下	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	110万円超 115万円以下	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	115万円超 120万円以下	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	120万円超 125万円以下	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	125万円超 130万円以下	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	130万円超 133万円以下	1万円
	133万円超	配偶者控除・配偶者特別控除適用なし			

控除適用なし

<別表2>

合計所得金額	基礎控除額	
	令和3年度以降	令和2年度以前
2400万円以下	43万円	33万円 (所得制限なし)
2400万円超～2450万円以下	29万円	
2450万円超～2500万円以下	15万円	
2500万円超	0円	

(ウ) 市民税・県民税所得割額の税率

平成 19 年度から市民税・県民税の所得割額の税率は合計で一律 10%となりました。

市民税 6%

県民税 4%(神奈川県の上乗課税(水源環境保全税)分を含めると 4.025%となります。)

(エ) 税額控除の種類

a. 配当控除

種類		課税標準額		1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税		
私募証券投資信託等	特定外貨建証券投資信託(外貨比率特に高いもの)	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし		
	一般外貨建証券投資信託(外貨比率高いもの)	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		
	私募証券投資信託(一般外貨建てを除く)	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
利益の配当		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		

※上場株式等の配当等で、申告不要制度又は申告分離課税を選択したものは対象外。

b. 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けており、所得税で引き切れない方を対象として、一定の金額を市民税・県民税所得割額から控除します。対象者によって、控除額の算出方法が次の2通りあります。

居住開始年月日	控除額の算出方法
平成 25 年 1 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日、平成 26 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日の間に入居した方のうち消費税 8%又は 10%が適用されていない方	次の①～③のうち最も少ない金額 ①住宅借入金等特別控除可能額から所得税を差し引いた金額 ②所得税の課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額の合計額の 5% ③97,500 円
平成 26 年 4 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日(※1又は※2に該当する方)、令和 4 年中に入居し特別特例取得又は特例特別特例取得に該当する方 ※1 消費税 8%又は 10%が適用されている方 ※2 東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失して居住の用に供することができなくなった納税者が住宅の再取得等をして居住の用に供した方	次の①～③のうち最も少ない金額 ①住宅借入金等特別控除可能額から所得税を差し引いた金額 ②所得税の課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額の合計額の 7% ③136,500 円

c. 寄附金税額控除

(a) 控除対象

次の団体に寄附をした場合には、前年中に寄附した金額（総所得金額等の30%を上限）から2千円を差し引いた額が控除対象額となります。

- ① 都道府県、市区町村
- ② 住所地の都道府県共同募金会
- ③ 住所地の日本赤十字社の支部
- ④ 都道府県や市区町村が条例により指定した団体

※①の都道府県、市区町村に対する寄附金については、上記の措置と合わせ、適用下限額（2千円）を超える部分について、市民税・県民税所得割額の概ね2割を限度として所得税と合わせて全額を控除できます。

(b) 計算方法

① 県民税からの控除額

基本控除：{寄附金額(総所得金額等の30%が上限)－2,000円}×4%

特例控除：(地方公共団体への寄附金額－2,000円)×特例控除率×2/5

→県民税寄附金税額控除額＝基本控除＋特例控除

② 市民税からの控除額

基本控除：{寄附金額(総所得金額等の30%が上限)－2,000円}×6%

特例控除：(地方公共団体への寄附金額－2,000円)×特例控除率×3/5

→市民税寄附金税額控除額＝基本控除＋特例控除

※特例控除率は「100%－10%（標準税率の市民税6%・県民税4%）－（※特例控除額の計算に用いる割合）×1.021」となります。

※特例控除額の計算に用いる割合

課税総所得金額－人的控除差額割合の金額	割合
1,950,000円以下	5%
1,950,001円～3,300,000円以下	10%
3,300,001円～6,950,000円以下	20%
6,950,001円～9,000,000円以下	23%
9,000,001円～18,000,000円以下	33%
18,000,001円～40,000,000円以下	40%
40,000,001円以上	45%

(注) 課税退職所得、課税山林所得、土地・建物・株式等の譲渡による所得など分離課税が適用される所得を有する方で、課税総所得金額を有しない方、又は人的控除額の差額の合計が課税総所得金額を上回る方は、適用される割合が異なります。

※特例控除は市民税・県民税所得割額の20%を上限とします。

(c) ふるさと納税ワンストップ納税特例制度について

ふるさと納税ワンストップ納税特例制度とは、確定申告書及び市民税・県民税申告書を提出する必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、それらの申告書を提出しない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組みです。

※この特例を受ける場合は、ふるさと納税先団体へ「申告特例申請書」の提出が必要です。

※6団体以上に寄附をする場合や、医療費控除等を受けるため確定申告書又は市民税・県民税申告書を提出する方は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した寄附金控除は受けることはできません。確定申告書又は市民税・県民税申告書を提出する際に寄附金控除を申告する必要があります。

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、市民税・県民税からの控除で税の軽減が行われます(ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う市民税・県民税が軽減されます)。

d. 外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の法令により所得税等が課税された場合には、所得税、県民税及び市民税の控除限度額の範囲内において、まず、所得税から控除し、所得税で控除しきれない場合は、県民税所得割額から控除します。それでも控除しきれない場合は市民税所得割額から控除されます。

※所得税の確定申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書が添付されている場合に適用。

e. 調整税額控除

国から地方への税源移譲に伴い、納税者が納める所得税と市民税・県民税の合計額が増加しないように、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差に応じて市民税・県民税を減じる措置です。

(調整税額控除の計算方法)

所得割の納税義務者については所得税と市民税・県民税の人的控除の差額から、次の計算方法により求めた額を所得割額から控除します。

- ① 合計課税所得金額(課税総所得金額+課税退職所得金額+課税山林所得金額)が200万円以下の場合
次のaとbのいずれか小さい額の市民税3%・県民税2%に相当する額
 - a 人的控除額の差の合計額
 - b 合計課税所得金額
- ② 合計課税所得金額が200万円を超える場合
{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} (ただし、5万円以下の場合には5万円とする。)の市民税3%・県民税2%に相当する額

調整税額控除における所得税と市民税・県民税の人的控除額の差額表

項 目		控 除 額	所得税との控除額の差額	
人的控除額一覧	同居老親等	45万円	13万円	
	老人扶養	38万円	10万円	
	特定扶養	45万円	18万円	
	一般扶養	33万円	5万円	
	普通障害者	26万円	1万円	
	特別障害者	30万円	10万円	
	同居特別障害者	53万円	22万円	
	寡婦	26万円	1万円	
	寡夫(令和2年度まで適用)	26万円	1万円	
	寡婦特別(令和2年度まで適用)	30万円	5万円	
	ひとり親(令和3年度以降適用)	30万円	5万円(男性は1万円)	
	勤労学生	26万円	1万円	
	基礎(令和2年度まで)	33万円	5万円	
	基礎 (令和3 年度 以降)	合計所得 2,400 万円以下	43万円	5万円
		合計所得 2,400 万円超 2,450 万円以下	29万円	3万円
		合計所得 2,450 万円超 2,500 万円以下	16万円	1万円
合計所得 2,500 万円超		なし		

調整控除の対象となる配偶者控除及び配偶者特別控除における所得税と
市民税・県民税の人的控除差額

納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	合計所得金額 100万円超は適用なし
		人的控除額の差額	人的控除額の差額	人的控除額の差額	
配偶者 控 除	一 般	5万円	4万円	2万円	
	老 人	10万円	6万円	3万円	
配偶者特別 控 除	配偶者の合計所得金額※				
	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円	
	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円	
	55万円以上 100万円以下	適用なし	適用なし	適用なし	
	100万円超 105万円以下				
	105万円超 110万円以下				
	110万円超 115万円以下				
	115万円超 120万円以下				
	120万円超 125万円以下				
	125万円超 130万円以下				
	130万円超 133万円以下				
	133万円超				

f. 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の配当による所得や、特別（源泉）徴収有りの特定口座において株式等を譲渡した際の所得等、事前に市民税・県民税が特別（源泉）徴収されているものを申告した場合、その所得は合計所得金額に算入され、特別（源泉）徴収税額（配当割額・株式等譲渡所得割額）は、市民税・県民税の所得割額（税額控除後）から控除されます。（その所得を申告することで国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・医療費負担割合等の算定に影響が生じる可能性があります。）

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

（市民税・県民税の計算例）

設例：会社員で5人世帯

夫婦、子ども3人（妻子は所得なし、子は15歳、17歳、20歳の計3人）

前年中の収支 年収 5,000,000円
 社会保険料の支払額 385,200円
 生命保険の支払額 120,000円（すべて旧一般の生命保険料）

※上記計算式で計算した結果、マイナスになった場合は、0円とみなします。

※1/2は、勤続年数5年以下の役員等でない場合、及び勤続年数5年以下の役員等以外で退職所得控除額を控除した残額が300万円以内の分に適用されます。

※税率については、市民税6%・県民税4%です。

退職所得控除

区 分		勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
1 通常の場合	20年以下のとき		40万円×勤続年数（80万円に満たない場合には80万円）
	20年を超えるとき		800万円+70万円×（勤続年数-20年）
2	障がい者になったことが直接の原因で退職した場合		（1によって計算した額）+100万円

エ 分離譲渡所得

（ア）長期譲渡所得と短期譲渡所得

土地や建物などを売却したときには、その収入（譲渡所得）に対して市民税・県民税がかかります。こうした譲渡所得に対する市民税・県民税は、給与などの他の所得とは分離して計算します（分離課税）。分離課税されるときの税率は、その土地や建物などを所有していた期間などによって異なります。

長期譲渡所得：譲渡した年の1月1日に、所有期間が5年を超えるもの

短期譲渡所得：譲渡した年の1月1日に、所有期間が5年以下のもの

（例）「平成29年4月1日に購入した土地」を「令和4年9月1日」に売却した場合
 購入してから売却するまでの所有期間 = 5年5か月
 譲渡した年の1月1日の所有期間 = 4年9か月
 したがって、この場合には「短期譲渡所得」に対する税率が適用されます。

a. 長期譲渡所得の税率

課税長期譲渡所得（A） × 税率 = 税額

税率は、譲渡した土地建物などの種類により、次ページのとおりです。

（長期譲渡所得の税率）

		市民税	県民税
一般の譲渡		3.00%	2.00%
優良住宅地 造成のため の譲渡	2,000万円以下	2.40%	1.60%
	2,000万円超	$((A) - 2,000万円) \times 3.00\% + 48万円$	$((A) - 2,000万円) \times 2.00\% + 32万円$
居住用財産 の譲渡	6,000万円以下	2.40%	1.60%
	6,000万円超	$((A) - 6,000万円) \times 3.00\% + 144万円$	$((A) - 6,000万円) \times 2.00\% + 96万円$

b. 短期譲渡所得の税率

課税短期譲渡所得 × 税率 = 税額

税率は、譲渡した土地建物などの種類により、次のとおりです。

(短期譲渡所得の税率)

	市民税	県民税
一般の譲渡	5.4%	3.6%
特定の土地等の譲渡	3%	2%

(イ) 株式等の譲渡所得

a. 株式等の譲渡所得の申告

株式等を譲渡した場合は、他の所得と区分して税金を計算する「申告分離課税」となります。

また、特定口座制度(金融商品取引業者等が年間の譲渡損益を計算する制度)が設けられており、この特定口座での取引については、源泉徴収口座又は簡易申告口座を選択することができます。源泉徴収口座を選択した場合には、その口座内における年間取引の譲渡損益及び配当等については、原則として、申告をする必要はありません。ただし、他の口座での譲渡損益と相殺する場合、配当所得と損益通算する場合及び上場株式に係る譲渡損失を繰越控除する特例の適用を受ける場合には、申告をする必要があります。

※平成28年1月1日以後に特定公社債等を譲渡した場合におけるその特定公社債等の譲渡による譲渡所得等についても、申告分離課税の対象となりました。

b. 株式等の譲渡所得等(譲渡益)の金額の計算

総収入金額(譲渡価額) - 必要経費(取得費 + 委託手数料等)
= 株式等に係る譲渡所得等の金額

c. 株式等の譲渡所得の税率

譲渡の形態	平成26年分～
金融商品取引業者等を通じた上場株式等の譲渡	20% (所得税15%、市民税・県民税5%)
上記以外の譲渡	20% (所得税15%、市民税・県民税5%)

※所得税は、平成25年から令和19年までは、復興特別所得税として各年分基準所得税額の2.1%を所得税と併せて申告・納付することになります。

d. 株式等の譲渡に係る主な特例

- ・ 特定口座制度
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失と申告分離課税を選択した配当所得等の通算
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ・ 破産等により株式の価値が失われたときの特例

e. 市民税・県民税に係る申告不要制度について

申告された上場株式等の譲渡所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料・介護保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれます。

なお、税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書の第2表の住民税に関する事項に「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄にチェックをしていただくか（すべて申告不要制度を選択する場合）、市民税・県民税申告書をご提出いただくことにより、所得税と異なる課税方法（申告不要制度・申告分離課税）を選択できます。

（例：所得税は申告分離課税、市民税・県民税は申告不要制度）

課税方式の選択は令和5年度（令和4年分）まで適用でき、令和6年度（令和5年分）以後廃止されます。

(ウ) 上場株式等の配当所得等

a. 上場株式等の配当所得等

平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等（一定の大口株主等が受けるものを除きます。以下同じです。）については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができます。

なお、申告する場合には、申告する上場株式等の配当等の全額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります。

また、申告分離課税の税率は、平成26年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、市民税・県民税5%）の税率になります。

※平成28年1月1日以後に支払われた一定の特定公社債等の利子等についても申告分離課税の対象となりました。

b. 配当控除

申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得については、配当控除の適用はありません。

c. 上場株式等に係る譲渡損失がある場合

平成21年以後の年分において、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち、前年以前で控除されていないものがある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。（当該上場株式等の配当所得等の金額を限度とします。）

d. 市民税・県民税に係る申告不要制度について

申告された上場株式等の配当所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、非

課税判定や国民健康保険料・介護保険料算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれます。

なお、税額決定通知書・納税通知書が送達される日までに、確定申告書の第2表の住民税に関する事項に「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄にチェックをしていただくか（すべて申告不要制度を選択する場合）、市民税・県民税申告書をご提出いただくことにより、所得税と異なる課税方法（申告不要制度・総合課税・申告分離課税）を選択できます。

（例：所得税は総合課税、市民税・県民税は申告不要制度）

課税方式の選択は令和5年度（令和4年分）まで適用でき、令和6年度（令和5年分）以後廃止されます。

e. 上場株式等の配当等に関する課税関係の整理図

	確定申告をする		確定申告をしない （又は、確定申告はするが市民税・県民税は申告不要制度を選択）
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
借入金利子の控除	あり	あり 平成26年1月1日～ 20.315%（所得税及び復興特別 所得税15.315%、市民税・県民 税5%）	なし
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡 損失との損益通算	なし	あり	なし
扶養控除等の判定	合計所得金額に 含まれる	合計所得金額に含まれる（※）	合計所得金額に含ま れない

※上場株式等に係る譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等との損益通算の特例の適用を受けている場合にはその適用後の金額、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合にはその適用前の金額になります。

（エ） 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

a. 特例の概要

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したこと等により生じた損失（以下「上場株式等に係る譲渡損失」といいます。）の金額がある場合は、平成21年分以降、申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じです。）と損益通算ができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり、申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

※上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除については、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る配当所得等の金額から控除します。

b. 適用手続

この特例の適用を受けるためには、原則として次のことが必要となります。

- ・ **上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算**
 →この損益通算の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、この規定の適用を受けようとする旨を記載し提出すること。
 「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」及び「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付がある確定申告書を提出すること。
- ・ **上場株式等の譲渡損失の繰越控除**
 →上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」及び「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付がある確定申告書を提出すること。
 その後、当該繰越控除を受けない年分についても、譲渡損を翌年へ繰り越すために、3年間にわたり連続して「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の添付のある確定申告書を税務署に提出すること（株式等に係る譲渡所得等がなかった年も含む）。
 この繰越控除を受けようとする年分の、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」及び株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付のある確定申告書を提出すること。
 ※特定公社債等に係る利子所得及び譲渡所得について、上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算が可能となり、特定公社債等の譲渡損失のうち、その年に損益通算しても控除しきれない金額は、翌年以降3年間繰越控除ができることとなりました。

オ 申告と納税

(ア) 申告

市民税・県民税は、市が税額を計算し、これを納税者に通知し、納税していただく仕組みになっていますが、市が適正な課税を行うために、納税者から市民税・県民税申告書を市長に提出していただくことになっています。

申告をしなければならない方

令和5年1月1日に藤沢市内に住所があり、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに収入があった方。

ただし、次の方は、市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。

- ①税務署へ令和4年分の確定申告書を提出した方
- ②令和4年中の収入が給与のみの方で、勤務先から給与支払報告書が藤沢市に提出されている方（勤務先の給与事務担当者へご確認ください。）（※1）
- ③令和4年中の収入が公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金、恩給等）のみの方で、次のいずれかの条件にあてはまる方（※1）
 - ・昭和33年1月1日以前生まれの方で、公的年金等の収入金額が155万円以下の方
 - ・昭和33年1月2日以降生まれの方で、公的年金等の収入金額が105万円以下の方
- ④源泉徴収を行う特定口座内で、市民税・県民税が徴収されている上場株式等

の配当所得等及び上場株式等の譲渡所得のみの方（令和5年度市民税・県民税簡易申告書をご提出ください）（※2）

⑤既に市民税課に令和5年度市民税・県民税申告書を提出済の方

（※1）令和4年中の収入が給与又は公的年金等のみの方で、源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除等）を受ける場合、所得税が源泉されていれば確定申告書、源泉されていない場合は令和5年度市民税・県民税申告書を提出してください。

（※2）④に該当される方で、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受ける場合は、これらの所得を含めて確定申告書又は市民税・県民税申告書を提出してください。

（イ）納税方法

市民税は、県民税とあわせて納税することとされていますが、それには次の方法があります。

a. 普通徴収

事業所得者などの市民税・県民税は、申告に基づき計算された税額を、4回の納期（6月、8月、10月、翌年の1月）に分け、市役所からの納税通知書によって納税者が納めます。

b. 年金特別徴収

前年中に公的年金等を受給されている方で、課税年度の初日（4月1日）時点で、老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている65歳以上の方を対象として、介護保険料が特別徴収されている年金から年金支給時に特別徴収（天引き）します。

ただし、以下のいずれかに該当する方は年金特別徴収の対象になりません。

- ・ 介護保険料が公的年金等から特別徴収されていない方
- ・ 市民税・県民税額が特別徴収の対象となる公的年金等から引ききれない方
- ・ 特別徴収の対象となる公的年金等の額が年間18万円未満の方

仮徴収税額の算定方法

区分	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算定方法	前年度の公的年金等の所得に係る年税額の2分の1を3回に分けて徴収			公的年金等の所得に係る年税額-仮徴収額を3回に分けて徴収		

※初めて年金特別徴収の対象となった年は、10月の年金受給時から特別徴収が始まります。

従って、公的年金等の所得に係る年税額の1/2相当を普通徴収の1期、2期

に納税通知書で納付していただき、残りの1/2相当が年金受給月の10月、12月、2月に年金より特別徴収となります。

2年目以降は、前年度の公的年金等の所得に係る年税額の2分の1を3回に分けて4・6・8月に特別徴収（仮徴収）し、新年度の公的年金等の所得に係る年税額から仮徴収額の合計額を差し引いた残りの税額を10・12・2月に特別徴収（本徴収）します。

なお、65歳未満の方で公的年金等を受給されている方は、公的年金等からの特別徴収ができません。

年度の途中で年金特別徴収が中止となる場合

- ①藤沢市の介護保険料が公的年金から特別徴収されないとき
- ②藤沢市を転出し、藤沢市の介護保険被保険者でなくなったとき
- ③公的年金から特別徴収されている方がお亡くなりになったとき
- ④所得税の確定申告、市民税・県民税の申告等により、税額が変更となったとき（期限後申告や所得税の更正の請求、修正申告など）
- ⑤年金保険者からの再裁定による支払金額等の訂正通知により、所得額及び所得控除額の変更により税額が変更になったとき
- ⑥年金保険者から年金の差止や失権により公的年金自体が停止したときなど

※②の場合、転出日に応じて、以下のとおり年金特別徴収が継続されます。

- ・1月から3月までの期間に転出した場合
→4月・6月・8月の仮徴収は継続/10月からの本徴収は中止
- ・4月から12月までの期間に転出した場合
→10月・12月・2月の本徴収は継続/4月からの仮徴収は中止

※④⑤の場合、12月分又は2月分の本徴収税額が変更になる場合のみ年金特別徴収が継続されます。

c. 給与特別徴収

給与所得者の市民税・県民税は、特別徴収税額の決定・変更通知書により、市役所から給与の支払者を通じて通知され、給与の支払者が、毎月の給与の支払いの際にその方の給与から天引きして、これを翌月の10日までに市役所に納入していただくことになっています。

この場合、納税者が退職などにより、給与の支払いを受けなくなったときは、次の場合を除き、残った税額を普通徴収の方法に切り替えて納税します。

- ①新たに会社などに再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合。
- ②6月1日から12月31日までの間に退職した方で、残った税額を支給される退職手当などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合。
- ③翌年1月1日から4月30日までの間に退職した方で、①に該当しない人の場合。（この場合は、本人の申し出がなくても、給与又は退職金から残りの税額が徴収されます。）

※勤務先からの給与所得以外の所得がある場合の納税方法

給与所得、公的年金等に係る所得以外（令和5年4月2日現在65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る税額については、給与特別徴収への合算、若しくは普通徴収を

本人が選択できます。申告時に確定申告書第二表住民税に関する事項又は市民税・県民税申告書の徴収方法の選択欄に記入してください。選択がない場合は原則給与特別徴収に合算し天引きとなります。ご希望により変更することは可能ですので市民税課へご連絡ください。

ただし、普通徴収（「自分で納付する」）を選択した場合でも、他の所得がマイナスである場合など、合算して徴収する方法でしか対応できない場合がありますのでご了承ください。

1. 通知書の見方

①年税額(=②+③+④)

今年度に納める市民税・県民税の総額です。その1~その3で詳細な内訳を記載しています。

②普通徴収税額

年税額のうち、納付書(又は口座振替)で納める税額で、第1~4期までの最大4回に分割したものです。各納期限までに藤沢市公金取扱金融機関(納付書裏面に記載)でお納めください。事前に口座振替の手続きをされている場合は、口座からの引き落としとなるため、納付書は同封していません。

③給与と特別徴収税額

年税額のうち、給与から引き落とし(特別徴収)で納める税額です。その年の6月から翌年5月までの最大12回に分割し、給与の支払者が各月の給与から税額を天引きしますので、個人で直接納付する必要はありません。

④年金特別徴収税額

年税額のうち、公的年金からの引き落とし(特別徴収)で納める税額です。年金に係る雑所得に対する税額で、年金支払者が年金支給月に公的年金から引き落としますので、個人で直接納付する必要はありません。

変更事由

税額が変更となり、通知書が出るようになった事由が記載されています。

問い合わせ番号(通知書番号)

お問い合わせの際は、こちらの番号とお名前をお伝えください。

⑥既課税額

(過年度の通知のみ) 年税額のうち、既に市民税・県民税(税額決定)納税通知書又は特別徴収税額決定(変更)通知書にてお知らせしている税額です。

この通知は再交付することができません。紛失した場合は所得金額等を証明する必要がある場合は、所得(課税)証明書をお取りください。

令和 年度 市民税・県民税 普通徴収通知書

251-0054 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢 納税太郎 様

問い合わせ番号(通知書番号) 04-123456789

令和 年 6月 日 藤沢市長

変更事由

00001

税額	① 年税額	普通徴収税額(A)	給与と特別徴収税額(B)	年金特別徴収税額(C)	⑥ 既課税額
今回	107,100	104,500	0	2,600	0

※前年度途中で税額が変更となった場合は、前年度に金額を記載しています。

その1: 普通徴収税額(A)の内訳【納付書または口座引き落とし】 (単位:円)

納期限	第1期	第2期	第3期	第4期
納期日	令和 年 6月 日	令和 年 8月 日	令和 年 10月 日	令和 年 12月 日
今回	28,500	26,000	25,000	25,000
未納	0	0	0	0
納付済額	28,500	26,000	25,000	25,000

その2: 給与と特別徴収税額(B)の内訳【給与から天引き】 (単位:円)

特別徴収月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
今回	0	0	0	0	0	0	0
未納	0	0	0	0	0	0	0
特別徴収月	1月	2月	3月	4月	5月	給与と特別徴収税額	
今回	0	0	0	0	0	0	
未納	0	0	0	0	0	0	

その3: 年金特別徴収税額(C)の内訳【年金から天引き】 (単位:円)

特別徴収月	令和 年 4月	令和 年 8月	令和 年 10月	令和 年 12月	令和 年 2月	年金特別徴収税額
今回	0	0	1,000	800	800	2,600
未納	0	0	0	0	0	0

仮徴収税額(来年度分) (単位:円)

特別徴収月	令和 年 4月	令和 年 6月	令和 年 8月
今回	1,000	800	800
未納	0	0	0

⑤仮徴収税額(来年度分)

来年の4月・6月・8月に来年度の仮徴収として、今年度の年金に係る税額の半額を3回に分けて、公的年金から引き落とします。

その4: 所得・控除の明細

項目	今回	前年度
収入金額	1,500,000	
所得金額	850,000	
収入金額	2,500,000	
所得金額	1,400,000	
営業(等)所得	700,000	
上場株式配当等所得	200,000	

配偶者控除・扶養控除・障がい者控除・ひとり親控除などに該当しているときは「※」印又は人数が記載されています。

その5: 税額の計算明細

項目	課税標準額	今回	市民税	県民税	課税標準額	市民税	県民税
総所得	1,292,000	77,520	52,003				
上場株式等配当等	200,000	6,000	4,000				
税額控除前所得割額①		83,520	56,003				
税額控除等②		22,540	15,033				
税額控除後所得割額③(①-②)		60,980	40,970				
均等割額④		3,500	1,800				
年税額⑤			107,100				

税額控除等の内訳 (単位:円)

項目	今回	市民税	県民税
調整控除額	6,300	4,200	
富附金税額控除額	10,240	6,833	
配当割額・株式譲渡所得割額	6,000	4,000	

普通徴収税額(A)は、下記の白欄から引き落とされます。金庫機関名

項目	今回	前年度
配当割額⑥	10,000	
株式等譲渡所得割額	0	
合計⑦(⑥+⑦)	10,000	
所得割から控除した金額	10,000	
控除額に相当した金額	0	
残額(⑧-⑦)	0	

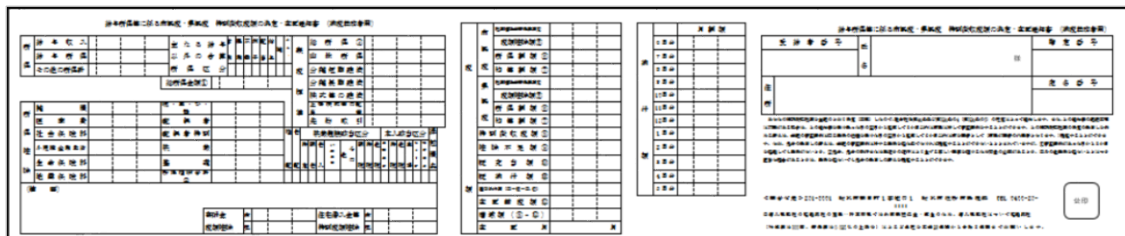
口座振替により納付される方のみ印字されます。

口座種別	口座番号	振替区分
口座名義人		

- ⑦合計所得(一繰越控除一分離特別控除)-①所得控除合計=⑤課税標準額
- ⑤総所得×税率(市民税6%、県民税4.025%) + 分離所得×税率(所得種によって異なります)=⑥税額控除前所得割額
- ⑥税額控除前所得割額-②税額控除等=⑦税額控除後所得割額
- ⑦税額控除後所得割額+均等割額(市民税3,500円、県民税1,800円)=①年税額

特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方

（↓特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方）



白地に紺字で印字されており、横長の形です。

（↓通知書左側を拡大したもの）

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）											
所得	給与収入		主たる給与以外の合算	養育費	障害者控除	配偶者控除	扶養親族	基礎控除	総所得	③	
	給与所得		所得区分						山林所得		
	その他の所得計		所得区分						分離短期譲渡		
所得金額①										分離長期譲渡	
所得控除	雑損		障害・等・ひ・勤						株式等の譲渡		
	医療費		配偶者						上場株式等の配当等		
	社会保険料		配偶者特別						先物取引		
	小規模企業共済		扶養								
生命保険料		基礎									
地震保険料		所得控除合計									
(摘要)											
寄附金 市 県		税額控除 市 県		A		住宅借入金等 市 県		特別税額控除 市 県		B	
市民税	税額控除額⑤									所得割額⑥	C
市民税	所得割額⑥									均等割額⑦	
県民税	税額控除額⑤									所得割額⑥	C
県民税	所得割額⑥									均等割額⑦	
特別徴収税額⑧										控除不足額⑨	
控除不足額⑨										既充当額⑩	
既充当額⑩										既納付額⑪	
既納付額⑪										増減額(⑩-⑪)	
増減額(⑩-⑪)										変更前税額⑫	
変更前税額⑫										変更月	月

A：寄附金税額控除（ふるさと納税等）があれば、市民税・県民税の控除額が表示されます。

B：住宅借入金等特別税額控除があれば、市民税・県民税の控除額が表示されます。

C：調整控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除（ふるさと納税等）・外国税額控除・配当割又は株式等譲渡所得割額の控除等の合計額が表示されます。寄附金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除はA、Bに内訳が記載されます。

		月割額	
納	6月分		
	7月分		
	8月分		
	9月分		
	10月分		
付	11月分	①	
	12月分		
	1月分		
	2月分		
	3月分		
額	4月分		
	5月分		

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏名	様	指定番号
住所			宛名番号

あなたの特別徴収税額を前記のとおり決定（変更）したので、随分後第41条及び第42条の4（第42条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める野見は、前記の審査請求に係る徴決の通告を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、税分の取消しの野見は、前記の審査請求に対する徴決を控えた後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても徴決がないとき、②税分、税分の執行または手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その徴決を控えないことにつき正当な理由があるときは、徴決を控えないでも税分の取消しの野見を提起することができます。

< 問合せ先 > 251-9601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所市民税課 TEL 0466-25-1111

◎個人県民税の超過課税の延長…神奈川県では水源保護保全・再生のため、個人県民税について超過課税（均等割は300円、所得割は0.025%の上乗せ）によるご負担を平成29年度から令和8年度までお願いいたします。

公印

D：毎月の給与から差し引かれる税額を記載しています。

(2) 法人の市民税

市内に事務所等又は寮等を有する法人に課税される税金です。申告と納付は法人自らが計算し、各々の法人が定める事業年度終了の日の翌日から2か月以内に行います。

なお、法人県民税は、県税事務所が所管しています。

ア 納税義務者

次に掲げる法人は、法人市民税の納税義務があります。

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に寮、保養所などをもつ法人で、市内に事務所、事業所がない法人	○	
公益法人などで収益事業を行うもの	○	○
公益法人などで収益事業を行わないもの(※)	○	

※一部均等割非課税のものがあります。

イ 均等割額

次の区分により、税率が決まります。

資本金等の額(※)の区分	従 業 者 数 の 区 分	均等割の税率
50億円を超える法人	本市事業所等の従業者数が50人を超えるもの	3,000,000円
	本市事業所等の従業者数が50人以下のもの	410,000円
10億円を超え50億円以下の法人	本市事業所等の従業者数が50人を超えるもの	1,750,000円
	本市事業所等の従業者数が50人以下のもの	410,000円
1億円を超え10億円以下の法人	本市事業所等の従業者数が50人を超えるもの	400,000円
	本市事業所等の従業者数が50人以下のもの	160,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	本市事業所等の従業者数が50人を超えるもの	150,000円
	本市事業所等の従業者数が50人以下のもの	130,000円
1千万円以下の法人	本市事業所等の従業者数が50人を超えるもの	120,000円
	本市事業所等の従業者数が50人以下のもの	50,000円
資本金・出資金を有しない法人		50,000円

※「エ 資本金等の額」参照

ウ 法人税割額

次の区分により定められた税率を法人税額に乘じ、計算します。

算式

$$\text{法人税額} \times \text{税率} = \text{法人税割の税額}$$

資本金等の額(※1)	税率	税率(※2)
10億円を超える法人	$\frac{8.4}{100}$	$\frac{12.1}{100}$
5億円を超え10億円以下の法人	$\frac{7.2}{100}$	$\frac{10.9}{100}$
5億円以下である法人、 資本金若しくは出資金を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社を除く。) 又は人格のない社団等	$\frac{6.0}{100}$	$\frac{9.7}{100}$

※1 「エ 資本金等の額」参照

※2 平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度に適用する税率です。

地方税法では、標準税率・制限税率が定められており、本市では、資本金等の額が5億円を超える法人については標準税率を超える税率を採用しています。

エ 資本金等の額

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、法人市民税法人税割・均等割ともに、資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とします。

ご質問にお答えします

転出後の市民税・県民税は・・・？



私は令和5年3月30日に藤沢市から山形市へ転出しましたが、6月に藤沢市から令和5年度の市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。もう藤沢市の市民ではないのに、転出前の藤沢市に納税する義務があるのでしょうか。

個人の市民税・県民税は、その年の1月1日（賦課期日）現在に住んでいる市町村が課税することになっています。あなたの場合、令和5年1月1日現在は藤沢市に住んでいましたので、その後、山形市へ転出されても、令和5年度の市民税・県民税は、藤沢市へ納めていただくことになります。

死亡した方の市民税・県民税は・・・？



私の夫は、今年の3月に死亡しましたが、令和5年度の市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。納める必要があるのでしょうか。

市民税・県民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる方に対し、前年中（前年の1月から12月まで）の所得に基づき課税することになっています。したがって、昨年中に亡くなられた方には課税されませんが、今年の1月2日以降に亡くなられた方に対しては、令和5年度の市民税・県民税が課税され、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

退職後の市民税・県民税は・・・？



私は、令和4年9月に退職し、現在は無職です。令和5年1月に市民税・県民税の納税通知書が送られてきましたが、さらに6月にも納税通知書が送られてきました。なぜでしょうか。

市民税・県民税は、前年中の所得に基づき課税することになっていますので、前年中に所得があれば、たとえ今年所得がなかったとしても、市民税・県民税は納めていただくことになります。

令和5年1月の納税通知書については、会社員などの特別徴収（給料天引き）の場合は、賦課決定した1年間の税額が、通常6月から翌年の5月までの12回に分けて給料から天引きされますが、退職によって途中から給料からの天引きができなくなったため、当該納税通知書は、令和4年度分の残りの税額に対する納税通知として送られたものです。また、6月の納税通知書は、令和4年中の所得（1月から9月退職時までの所得）に基づく令和5年度税額を通知したものとなります。

パート収入の市民税・県民税は・・・？



私の妻は、近所のスーパーにパートタイムで勤めています。年間収入がいくらになると、市民税・県民税が課税されますか。

市民税・県民税は、収入金額が100万円を超えると課税されます。

パート年収	所得税	市民税・県民税
100万円以下	かからない	かからない
100万円超103万円以下	かからない	かかる
103万円超	かかる	かかる

4 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税

固定資産税は、市内の土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を毎年1月1日（賦課期日）に所有している方に課せられる税です。納税義務者は、登記簿に登記又は土地家屋補充課税台帳若しくは償却資産課税台帳に登録されている方です。ただし、賦課期日前に死亡している場合は、その土地・家屋を現に所有している方が納税義務者となります。

償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いる機械・器具・備品等をいいます。例えばパソコンを家庭用に使用している場合は課税の対象とはなりません。が、事業用として使用している場合には償却資産として課税の対象となります。

ア 固定資産の価格の決め方

固定資産の価格は、適正な時価（全国的な公平を図るために総務大臣が定めた「固定資産評価基準」によって評価決定された価格）を固定資産課税台帳に登録します。

(ア) 評価替えと据置措置

土地と家屋については、原則として3年ごとに評価替えを行い、価格を決定しています。評価替えを行った年度を基準年度とし、その翌年度（第2年度）・翌々年度（第3年度）は、基準年度の価格が据え置かれる措置が講じられていますが、地目の変換や家屋の増改築・損壊などがあつた場合は、第2・第3年度でも価格の修正を行います。今年度（令和5年度）は、第3年度に当たります。

なお、土地については、地価の下落により価格の据え置きが適当でないと認められる場合も、第2・第3年度において価格を修正することがあります。

(イ) 償却資産の申告制度

償却資産の所有者は、地方税法の規定により毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただく必要があります。この申告に基づいて毎年償却資産の評価及び価格の決定を行い、固定資産課税台帳に登録します。

(ウ) 縦覧と審査申出

○土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地価格等縦覧帳簿（所在地・地番・地目・地積・価格を記載）、家屋価格等縦覧帳簿（所在地・地番・家屋番号・種類・構造・建築年・床面積・価格を記載）により、土地又は家屋の納税者は市内の土地又は家屋の価格をご覧いただけるようになっています。

なお、縦覧期間は4月1日から最初の納期限の日までです。（土曜・日曜・祝日除く）

○固定資産評価審査委員会への審査申出

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格を登録した旨の公示がされた日から納税通知書の交付を受けた日以後3か月以内に、固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。

固定資産評価審査委員会

市税の納税義務のある市民等の中から、市議会の同意を得て、市長が選任した3人の委員で組織され、固定資産課税台帳に登録された価格についての、不服の申出を審査します。

イ 評価の方法

土地 … 売買実例価額などを基にした鑑定評価額を基礎として「固定資産評価基準」に基づき評価します。

$$\text{評価額} = \text{路線価} \times 1 \times \text{補正率等} \times 2 \times \text{地積}$$

※1 路線価 … 道路に付けられた価格のこと。その道路に接する標準的な宅地1㎡当たりの価格。

※2 補正率等 … 土地の状況（奥行や間口の長短や形状の不整など）に応じて、適用させる補正の割合を乗じるもの。また、土地の状況（接する路線）に応じて路線価に加算をするもの。

家屋 … 各家屋に応じて「固定資産評価基準」に基づいて評価します。

償却資産 … 「固定資産評価基準」に基づき資産の取得価額を基礎として取得後の経過年数に応ずる減価を考慮して評価します。

ウ 課税標準額

課税標準額は税額を算出する基本となるもので、原則として前述した固定資産の価格が課税標準額になりますが、住宅用地（ただし、「特定空家」に認定され、勧告を受けた敷地は除く）及び市街化区域農地については特例措置が講じられ、課税標準額は評価額よりも小さくなります。

エ 税額計算の方法

課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。

$$\left[\text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} = \text{税額} \right]$$

オ 免税点

市内に所有しているそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が次に掲げる金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

土地 …30 万円
家屋 …20 万円
償却資産 …150 万円

課税標準額が一定額未満のものについて課税が免除される制度です。

これは個人市民税などの税目で採用されている基礎控除とは異なり、一定額以上の場合には全体が課税の対象になります。

市税では、固定資産税・都市計画税・特別土地保有税・事業所税などに採用されています。

カ 課税標準額の特例及び税負担の調整措置

土地については、税負担の均衡化を図るために負担調整措置がとられています。

(注) 固定資産税と都市計画税はあわせて課税されるので、都市計画税についてもここで説明します。

(ア) 住宅用地の税額の求め方

$$\underbrace{\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{当該年度} \\ \text{の評価額} \\ \hline \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{住宅用地} \\ \text{特例率} \\ \text{(\text{※}1)} \\ \hline \end{array} \right]}_{\text{＜特例後課税標準額＞}} \times \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{固定資産税 } 1.4\% \\ \text{都市計画税 } 0.25\% \\ \hline \end{array} \right] = \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \end{array} \right]$$

ただし、負担水準(※2)が100%に満たない場合は、次のとおりとなります。

$$\underbrace{\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{前年度の} \\ \text{課税標準額} \\ \hline \end{array} \right] + \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{特例後課税} \\ \text{標準額} \times 5\% \\ \hline \end{array} \right]}_A \times \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{固定資産税 } 1.4\% \\ \text{都市計画税 } 0.25\% \\ \hline \end{array} \right] = \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \end{array} \right]$$

(注) Aが、特例後課税標準額を上回る場合には、特例後課税標準額を課税標準額とし、特例後課税標準額×20%を下回る場合には、特例後課税標準額×20%を課税標準額とする。

(※1) 住宅用地に対する課税標準の特例（ただし、特定空家として認定され、勧告を受けた家屋の敷地の用に供されている土地は除く）

用地区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (200㎡以下の部分)	評価額の6分の1	評価額の3分の1
一般住宅用地 (200㎡を超える部分)	評価額の3分の1	評価額の3分の2

(※2)

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{当該年度の評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100(\%)$$

(イ) 非住宅用地等の税額の求め方

$$\underbrace{\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{当該年度} \\ \hline \text{の評価額} \\ \hline \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{|c|} \hline 70\% \\ \hline \text{(負担水準の上限)} \\ \hline \end{array} \right]}_{\text{＜課税標準額＞}} \times \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \text{固定資産税 } 1.4\% \\ \hline \text{都市計画税 } 0.25\% \\ \hline \end{array} \right] = \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \end{array} \right]$$

ただし、負担水準（※1）の低い土地については、次のとおりとなります。

- ① 負担水準が60%以上70%未満の場合は、前年度課税標準額と同額に据え置きます。
- ② 負担水準が60%未満の場合は、次のとおりとなります。

$$\underbrace{\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{前年度の} \\ \hline \text{課税標準額} \\ \hline \end{array} \right] + \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{当該年度の} \\ \hline \text{評価額} \times 5\% \\ \hline \end{array} \right]}_{\text{A}} \times \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \text{固定資産税 } 1.4\% \\ \hline \text{都市計画税 } 0.25\% \\ \hline \end{array} \right] = \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \end{array} \right]$$

(注) Aが、当該年度の評価額×60%を上回る場合には、当該年度の評価額×60%を課税標準額とし、当該年度の評価額×20%を下回る場合には、当該年度の評価額×20%を課税標準額とする。

(※1)

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{当該年度の評価額}} \times 100(\%)$$

(ウ) 農地の税額の求め方

a. 一般農地(生産緑地を含む)の税額の求め方 (次の①②のいずれか低い方)

$$\begin{array}{l}
 \text{①} \quad \boxed{\text{前年度の課税標準額}} \times \boxed{\text{負担調整率}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{税 率} \\ \text{固定資産税 1.4\%} \\ \text{都市計画税 0.25\%} \end{array}} = \boxed{\text{税 額}} \\
 \text{②} \quad \boxed{\text{当該年度の評価額}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{税 率} \\ \text{固定資産税 1.4\%} \\ \text{都市計画税 0.25\%} \end{array}} = \boxed{\text{税 額}}
 \end{array}$$

負担調整率

負担水準 (※1)	負担調整率
100%超のもの	(②の計算例により税額算出)
90%以上100%以下のもの	1.025
80%以上90%未満のもの	1.05
70%以上80%未満のもの	1.075
70%未満のもの	1.1

(※1)

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{当該年度の評価額}} \times 100(\%)$$

b. 特定市街化区域農地の税額の求め方

特定市街化区域農地については、住宅用地と同様に特例措置があり、固定資産税については課税標準額が評価額の3分の1、都市計画税については課税標準額が評価額の3分の2になります。

$$\underbrace{\boxed{\text{当該年度の評価額}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{固定資産税} 1/3 \\ \text{都市計画税} 2/3 \end{array}}}_{\text{〈特例後課税標準額〉}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{税 率} \\ \text{固定資産税 1.4\%} \\ \text{都市計画税 0.25\%} \end{array}} = \boxed{\text{税 額}}$$

ただし、負担水準(※1)が100%に満たない場合は、次のとおりとなります。

$$\underbrace{\boxed{\text{前年度の課税標準額}} + \boxed{\text{特例後課税標準額} \times 5\%}}_{\text{A}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{税 率} \\ \text{固定資産税 1.4\%} \\ \text{都市計画税 0.25\%} \end{array}} = \boxed{\text{税 額}}$$

(注) Aが、特例後課税標準額を上回る場合には、特例後課税標準額を課税標準額とし、特例後課税標準額×20%を下回る場合には、特例後課税標準額×20%を課税標準額とする

(※1)

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{当該年度の評価額} \times \text{特例率}} \times 100(\%)$$

(エ) 税負担の調整措置

<p>[負担水準算出式]</p> <p>「負担水準」 = $\frac{\text{令和4年度課税標準額}}{\text{令和5年度評価額} (\times \text{表1の特例率})}$</p>													
<p>[課税標準額の調整措置]</p>													
	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">負担水準の割合</td> <td style="text-align: center;">令和5年度課税標準額算出式</td> </tr> </table>	負担水準の割合	令和5年度課税標準額算出式										
負担水準の割合	令和5年度課税標準額算出式												
住宅用地と市街化区域農地	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1.0を超える</td> <td>⇒</td> <td>令和5年度の評価額 × 特例率</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.2以上1.0以下</td> <td>⇒</td> <td>令和4年度の課税標準額 + (令和5年度の評価額 × 特例率 × 5%) ※1</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.2未満</td> <td>⇒</td> <td>令和5年度の評価額 × 特例率 × 20%</td> </tr> </table>	1.0を超える	⇒	令和5年度の評価額 × 特例率	0.2以上1.0以下	⇒	令和4年度の課税標準額 + (令和5年度の評価額 × 特例率 × 5%) ※1	0.2未満	⇒	令和5年度の評価額 × 特例率 × 20%			
	1.0を超える	⇒	令和5年度の評価額 × 特例率										
	0.2以上1.0以下	⇒	令和4年度の課税標準額 + (令和5年度の評価額 × 特例率 × 5%) ※1										
0.2未満	⇒	令和5年度の評価額 × 特例率 × 20%											
上の2つ以外	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.7を超える</td> <td>⇒</td> <td>令和5年度の評価額 × 70%</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.6以上0.7以下</td> <td>⇒</td> <td>令和4年度の課税標準額</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.2以上0.6未満</td> <td>⇒</td> <td>令和4年度の課税標準額 + (令和5年度の評価額 × 5%) ※2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0.2未満</td> <td>⇒</td> <td>令和5年度の評価額 × 20%</td> </tr> </table>	0.7を超える	⇒	令和5年度の評価額 × 70%	0.6以上0.7以下	⇒	令和4年度の課税標準額	0.2以上0.6未満	⇒	令和4年度の課税標準額 + (令和5年度の評価額 × 5%) ※2	0.2未満	⇒	令和5年度の評価額 × 20%
	0.7を超える	⇒	令和5年度の評価額 × 70%										
	0.6以上0.7以下	⇒	令和4年度の課税標準額										
	0.2以上0.6未満	⇒	令和4年度の課税標準額 + (令和5年度の評価額 × 5%) ※2										
0.2未満	⇒	令和5年度の評価額 × 20%											
<p>※1 算出式の結果が「令和5年度の評価額 × 特例率」を超える場合は、「令和5年度の評価額 × 特例率」を課税標準額とします。</p> <p>※2 算出式の結果が令和5年度の評価額の60%を超える場合は、令和5年度の評価額の60%を課税標準額とします。</p>													

キ 新築住宅、新築中高層耐火建築住宅に対する固定資産税の減額措置

新築された住宅の居住部分の床面積が 50 m²以上（共同住宅は1区画当たり40 m²以上）280 m²以下のものについては、新たに課税される年度から3年度分（中高層耐火建築物にあつては5年度分）に限り、居住部分床面積の120 m²相当分まで固定資産税額の2分の1に相当する額が減額されます。

なお、併用住宅で居住部分の床面積が全体面積の2分の1に満たない住宅の場合には、減額措置の適用が受けられません。

ク 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前に建築された住宅の耐震改修工事（工事費用の自己負担額が50万円超のもの）が完了した日から3か月以内に必要書類とあわせて申告することにより、当該住宅の120 m²相当分まで固定資産税額が次のとおり減額されます。

平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に耐震改修工事が完了した場合		3年間 1 / 2
平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に耐震改修工事が完了した場合		2年間 1 / 2
平成25年1月1日から令和6年3月31日までの間に耐震改修工事が完了した場合	耐震改修が完了する直前に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に掲げる「通行障害既存耐震不適格建築物」であった家屋	2年間 1 / 2
	上記に該当しない家屋	1年間 1 / 2
平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に耐震改修工事が完了し長期優良住宅の認定を受けた場合	耐震改修が完了する直前に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に掲げる「通行障害既存耐震不適格建築物」であった家屋	1年間 2 / 3 その翌年度 1 / 2
	上記に該当しない家屋	1年間 2 / 3

ケ 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

新築された日から10年以上を経過した住宅で平成28年4月1日から令和6年3月31日までの間に、次の要件に該当するバリアフリー改修が行われた住宅については、工事が完了した日から3か月以内に必要書類とあわせて申告することにより、工事完了翌年度分に限り、固定資産税額（100㎡相当分が限度）の3分の1に相当する額が減額されます。

【要件】

1. 床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅（併用住宅の場合は居住部分の床面積が全体面積の2分の1以上あるもの）
2. 次のいずれかの方が居住する既存の住宅（賃貸住宅を除く）
 - (1) 65歳以上の方
 - (2) 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - (3) 障がいのある方
3. 次の工事で、補助金等を除く自己負担が50万円超のもの
 - (1) 廊下の拡幅
 - (2) 階段の勾配の緩和
 - (3) 浴室の改良
 - (4) 便所の改良
 - (5) 手すりの取付け
 - (6) 床の段差の解消
 - (7) 出入り口の戸の改良
 - (8) 床表面の滑り止め化
4. その他

他に固定資産税の減額措置等の適用がされていると該当にならない場合があります。詳細は資産税課にお問い合わせください。

コ 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置

平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅で、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われた住宅については、工事が完了した日から 3 か月以内に必要書類とあわせて申告することにより、工事完了翌年度分に限り、固定資産税額（120 m²相当分が限度）が次のとおり減額されます。

窓・床・天井・壁の断熱工事の場合	補助金を除いた自己負担額 60 万円超	1 年間 1 / 3 (※)
窓・床・天井・壁の断熱工事 ＋ 太陽光発電装置などの設置工事の場合	補助金を除いた自己負担額 60 万円超（うち、窓・床・天井・壁の断熱工事が 50 万円超の場合）	1 年間 1 / 3 (※)

(※) 長期優良住宅の認定を受けた住宅の場合は、3 分の 2 に相当する額が減額されます。

サ 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準に基づき、行政庁の認定を受けて平成 21 年 6 月 4 日から令和 6 年 3 月 31 日までに新築された住宅は、新築された次の年の 1 月 31 日までに必要書類とあわせて申告することにより、新たに課税される年度から 5 年度分（中高層耐火建築物にあっては 7 年度分）に限り、居住部分床面積の 120 m²相当分まで固定資産税額の 2 分の 1 に相当する額が減額されます。

※令和 5 年度税制改正におきまして、一定の要件を満たすマンションにおいて長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、当該マンションに係る固定資産税額を減額する特例措置が講じられました。減額割合については、令和 5 年度中に条例に定める予定です。

シ 償却資産の課税標準の特例

地方税法 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等に定める一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。
詳細は資産税課にお問い合わせください。

ス 納税

前述した計算方法で計算された税額を 4 回の納期に分けて、都市計画税とあわせて納税していただきます。

(2) 都市計画税

都市計画税は、下水道、土地区画整理、公園及び街路事業に要する費用などに充てるために設けられた目的税です。

都市計画事業は、市街化区域で行われることとなっているため、この税金は原則として市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に課税されます。

都市計画税の算定に当たって基礎となる価格は、固定資産税の価格です。

ア 税額計算の方法

課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。

$$\left[\text{課税標準額} \times \text{税率 (0.25\%)} = \text{税額} \right]$$

イ 課税標準の特例措置等

固定資産税の場合と同様に、都市計画税についても次のとおり課税標準の特例措置等があります。

- ①住宅用地・市街化区域農地に対する課税標準の特例措置
- ②なだらかな税負担とするための負担調整措置
- ③負担水準の高い土地についての税額の引き下げ又は据え置き措置

(注) 税額の求め方については、(1) 固定資産税 カ「課税標準額の特例及び税負担の調整措置」を参照。

ウ 納税

都市計画税は、固定資産税とあわせて納税していただきます。

ご質問にお答えします



税額が上がったのは・・・？

私の所有する土地は、昨年と利用状況が変わっていないうえ、評価額にも大きな増減はないのですが、税額は上がっています。なぜでしょうか。

税の公平性の観点から負担水準（今年度の課税標準額と前年度の課税標準額との割合）の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地は税負担を上昇させるという調整措置が講じられています。

このことから、評価額に大きな増減がなくても、税負担が低い土地については、負担水準が100%に達するまで税額は段階的に上昇します。



同じ宅地なのに税額が違うのは・・・？

私は、昨年4月に兄と土地（各々150㎡）を購入しました。兄は昨年10月に自宅を新築しましたが、私は今年の9月頃に新築予定です。ところが、納税通知書を見ると私の方がかなり高くなっています。なぜでしょうか。

現在、住宅用地（特に1戸当たり200㎡までの小規模住宅用地）については、課税標準となる限度額を固定資産税にあつては評価額の6分の1、都市計画税にあつては3分の1にする特例があります。

この特例が受けられるのは令和5年1月1日現在に人の居住の用に供している敷地に限られます。つまり、お兄さんの土地は小規模住宅用地であり、あなたの土地は居住の用に供していないためこの特例の適用がなく、税額に差が生じたのです。



名義人が死亡した場合は・・・？

私の父は昨年10月に死亡しましたが、父名義の土地や家屋にかかる固定資産税はどうなりますか。相続人は3人です。

土地や家屋の登記簿上の所有者が死亡した場合、相続登記の手続きをしていただくのが最善ですが、固定資産税は賦課期日（1月1日）において現にその資産を所有している方に納めていただくこととなります。

したがって、相続登記がなされるまで相続人全員の共有資産ということとなり、連帯して納税していただくこととなります。

所有者が亡くなられた場合は、納税に関する書類を受け取る代表者を決めていただき、「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」を資産税課にご提出ください。

売買した土地・家屋の税金は・・・？



私は昨年 12 月中旬に建物とその敷地を売り、今年 1 月中旬に所有権移転登記を完了しました。ところが、今年（令和 5 年度）の固定資産税の納税通知書が送られてきました。所有権は買い主に移転しているので、私には納税義務がないと思うのですが。

固定資産税は地方税法の規定により、1 月 1 日（賦課期日）現在の登記簿に所有者として登記されている方が納税義務者になります。すでに売却済みの土地・家屋であっても、令和 5 年 1 月 1 日現在の登記簿には売り主の名義で登記されていますので、令和 5 年度までは固定資産税の納税義務者になります。

なお、土地や家屋を売買した場合、その年度の固定資産税を誰が支払うかは私法上の問題ですから、売買当事者間で決められるのが一般的です。最近では税負担をめぐるトラブルを未然に防ぐため、契約の際に租税公課について誰がどのような割合で負担するかを契約書に明記していることが多いようです。



固定資産税が急に高くなったのは・・・？

私は令和元年 9 月に住宅を新築しましたが、令和 5 年度分から家屋の固定資産税が急に高くなっています。なぜでしょうか。

一定の要件に当たる新築の住宅に対しては 3 年間の固定資産税の減額制度が設けられており、新たに課税されることとなった年度から 3 年度分に限り、税額が 2 分の 1 に減額されます。

したがって、令和 2 年度、令和 3 年度及び令和 4 年度については、税額が 2 分の 1 に減額されていたのです。

なお、一定の要件に当たる中高層耐火建築物については、新たに課税されることとなった年度から 5 年度分に限り、税額が 2 分の 1 に減額されます。



いじキョン♡

5 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車などの所有者にかかる税で、納期は5月1日から同月31日までとなっています。
 なお、自動車税（種別割）と異なり、税額の月割りはありません。

（1）申告

軽自動車などを取得、譲渡、廃車した場合や申告事項（住所、定置場など）に異動がある場合には、申告が必要です。

ア 申告期限

- （ア）取得した場合又は申告事項に異動のあった場合は…15日以内
- （イ）廃車、譲渡した場合は…30日以内

イ 申告手続

（ア）原動機付自転車・小型特殊自動車

申告先は、税制課、長後市民センター、明治市民センター、遠藤市民センター、湘南大庭市民センターです。
 申告の際には届出者の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。

必要書類 申告区分		販売 証明書	譲 渡 証明 書	廃 車 証明 書	標 識 交 付 証 明 書	標 識	備 考	
標 識 の 交 付	新車（中古車）購入	○						
	名義変更（市内から譲受）		○	△			廃車済みの場合	
	名義変更（市外から譲受）			○	○			廃車済みの場合
				○		△	○	未廃車の場合
	住所異動（市外から転入）				○			廃車済みの場合
						△	○	未廃車の場合
	標識再交付					△	△	弁償金 150 円
ご当地ナンバープレート交換					△	○	弁償金 150 円	
再登録				○				
標 識 の 返 還	廃車 名義変更（市外へ譲渡） 住所異動（市外へ転出）					△	○	
そ の 他	名義変更（市内から譲受）		○		△		未廃車の場合	
	証明書再交付・住所氏名変更				△			
	定置場の変更				△		※定置場を証する書類が必要	
	排気量変更				△	○		
	ミニカー構造変更				△	○	※輪距の写真が必要	
	車台番号の訂正				△		※正しい車台番号を確認できる書類が必要	

(イ) 二輪の小型自動車・軽二輪車

申告先は、神奈川県運輸支局 湘南自動車検査登録事務所
住所 平塚市東豊田 369-10 電話 050-5540-2038

(ウ) 三輪・四輪の軽自動車

申告先は、軽自動車検査協会 神奈川県事務所 湘南支所
住所 平塚市東豊田 369-13 電話 050-3816-3119

(2) 税率

ア 原動機付自転車、小型特殊自動車

車種区分		税率 (年税額)
原動機付自転車	50cc 以下又は 0.6kW 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下又は 0.6kW 超 0.8kW 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下又は 0.8kW 超 1.0kW 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他 (フォークリフト等)	5,900 円

イ 軽二輪車及び二輪の小型自動車

車種区分		税率 (年税額)
軽二輪車 (側車付含む)	125cc 超 250cc 以下	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円

ウ 三輪及び四輪以上の軽自動車

車種区分			税率 (年税額)		
			初度検査が平成 27年3月31日以前 の車両	初度検査が平成 27年4月1日以後 の車両	初度検査後13年 経過した車両 (重課税)
三輪の軽自動車			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上の 軽自動車	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※グリーン化特例 (軽課)

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、最初の新規検査 (初度検査) を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車 (新車に限る) で、次の (ア) ~ (ウ) の基準を満たす車両について、令和5年度分の軽自動車税 (種別割) はグリーン化特例 (軽課) が適用されます。

- (ア) 電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス基準 NOx10%以上低減又は平成 30 年排出ガス基準適合）
- (イ) 令和 12 年度燃費基準 90%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）
平成 17 年排出ガス基準 75%低減又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車（★★★★）に限る。
- (ウ) 令和 12 年度燃費基準 70%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車（営業用の乗用のものに限る）
平成 17 年排出ガス基準 75%低減又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車（★★★★）に限る。

車種区分		税率（年税額）		
		(ア) 75%軽減後 の税率	(イ) 50%軽減後 の税率	(ウ) 25%軽減後 の税率
三輪の軽自動車		1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上の 軽自動車	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円
		自家用	2,700 円	5,200 円
	貨物用	営業用	1,000 円	
		自家用	1,300 円	

ご質問にお答えします

盗難にあったバイクの税金は・・・？



私は、昨年原付バイクを盗まれましたが、そのままにしておいたところ、今年の5月に軽自動車税の納税通知書が送られてきました。この場合、どうすればよいのでしょうか。

盗難にあった場合には、廃車の手続きをしていただかなければなりません。警察に盗難届を出していただくとともに、税制課又は長後市民センター、明治市民センター、遠藤市民センター、湘南大庭市民センターで廃車の手続きをしていただきます。

廃車の手続きをされませんと、あなたが所有していることになるため、いつまでもあなたに税金が課されることになります。

もし廃車後にバイクが見つかり、ナンバープレートが付いていれば税制課又は長後市民センター、明治市民センター、遠藤市民センター、湘南大庭市民センターに返却してください。

年度の途中でバイクを廃車したら・・・？



年度の途中でバイクを廃車した場合、税金はどうなりますか。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在の軽自動車やバイクなどの所有者に1年分の税額として課税されます。したがって、年度途中（4月2日から翌年3月31日までの間）に廃車しても、その年度の税金を納めなければなりません。

また、月割課税制度がないので、払い戻しはありません。

バイクを譲渡した場合は・・・？



今年の4月20日頃に、バイクを中古業者に売りましたが、5月に自分のところに軽自動車税の納税通知書が送られてきました。もうバイクを持っていないのに、私が税金を納めなくてはならないのでしょうか。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日（賦課期日）現在の軽自動車やバイクなどの所有者に1年分の税額として課税されます。したがって、今年度はあなたに課税され、来年度からは譲り受けた方が課税されることになります。

譲渡をしたという申告をしないままですと、来年度以降もあなたに課税されることになりますので、必ず申告してください。

6 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が市内のたばこ小売店販売業者に売渡したたばこに対し、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者にかかる税です。

したがって、納税者は製造たばこの製造者等ですが、実際に税を負担するのはたばこの消費者です。

(1) 税額計算の方法

製造たばこの製造者等が市内のたばこ小売販売業者に売渡した製造たばこの本数に税率を乗じて計算します。

$$\text{市たばこ税の税額} = \text{売渡した たばこの本数} \times \text{税率}$$

(2) 税率

市たばこ税率	1,000 本につき	6,552 円
県たばこ税率	1,000 本につき	1,070 円
国たばこ税率	1,000 本につき	7,622 円

たばこ 1 箱に占めるたばこ税の額

市たばこ税	20 本×6.552	=	131.04 円
県たばこ税	20 本×1.070	=	21.40 円
国たばこ税等	20 本×7.622	=	152.44 円

合 計			304.88 円
-----	--	--	----------

※例えば 580 円のたばこ 1 箱中に占める税金の割合は、消費税 (52.72 円) も加算すると、61.7% (357.60 円) となります。

7 事業所税

事業所税は、都市地域における都市環境の整備・改善の事業費に充てるために、事業所等において行われる事業に対して課税される目的税です。

(1) 課税団体

課税団体は人口 30 万人以上の政令で指定する市等で、全国で 77 団体あり、神奈川県内では横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市の 5 市です。

(2) 事業所税の概要

項 目	事業所税 (資産割・従業者割を合算して課税)	
	資 産 割	従 業 者 割
納 税 義 務 者	事業を行う法人又は個人 (事業主)	
課税標準の算定期間	法人=事業年度 個人=1月1日~12月31日	
課 税 標 準	事業所床面積	従業者給与総額
税 率	1 m ² につき600円	0.25/100
免 税 点	市内の事業所床面積合計が 1,000m ² 以下	市内の従業者数の合計が 100人以下
申告納付期限	法人=事業年度終了後2か月以内 個人=翌年3月15日	

※藤沢市内の事業所床面積合計が 1,000 m²を、藤沢市内の従業者数合計が 100 人を、どちらか一方でも超えるときに事業主に課税されます。

※免税点以下で納付税額がない場合でも、藤沢市では、床面積 800 m²又は従業者数 80 人をどちらか一方でも超えると申告書の提出が必要です。

※課税対象者が期限までに申告納付しない場合は、加算金や延滞金が徴収されます。

(3) 申告と納付

事業所税は所得税や法人税と同様に、申告納付の方法で納税します。申告書及び納付書は連絡を受け次第、お送りします。

(4) 事業所を新設又は廃止した場合

事業主は 1 か月以内に事業所等新設廃止申告書を提出してください。

(5) 市内で事業所用家屋を貸し付けている方へ

事業所用家屋を貸し付けたとき、又は貸付状況に異動があったときに貸し主は、1 か月以内に事業所用家屋貸付申告書を提出してください。

8 市税を納めるには

(1) 納期限内に納めましょう

決められた納期限までに市税が納付されない場合、滞納として督促状が送付されます。また、本来納めるべき税額のほかに延滞金も併せて納めなければならない場合もあります。滞納を放置すると、財産の差押えなどの滞納処分を受けることにもなります。

市税の滞納は、市民のみなさん全体の不利益となります。滞納を解消することを目的とした事務処理のために、多くの時間と費用が必要となり、これらの費用も市民のみなさんの貴重な税金から支出されることとなります。

税金が、市民のみなさんのための福祉・教育・その他あらゆる行政活動に資する財源として有効に活用されるよう、市税の納期限内納付についてご協力ください。

(2) 市税の納付場所

市役所内指定金融機関派出所、納税課、市民センター（石川分館含む）、取扱金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。なお、税目や納付書の種類によりご利用いただける納付場所が異なります。詳しくは納税課のホームページをご覧ください。

※金融機関の店舗によって取扱いが異なる場合があります。

ア コンビエンスストア

国内の店舗に限ります。

バーコード印字のある納付書に限ります。

※納付書表面に記載の納期限を過ぎている場合でも、翌年度の5月31日までは、コンビニエンスストアで取扱いできます。

※1枚の納付額が30万円を超える納付書や、金額が訂正された納付書はコンビニエンスストアで取扱いできません。

【取扱店舗】

くらしハウス

スリーエイト

セブン-イレブン

ファミリーマート

ミニストップ

ローソン

セイコーマート

MMK 設置店（ただし、無人端末及び信用金庫内端末を除く）（※）

生活彩家

デイリーヤマザキ

ポプラ

ヤマザキデイリーストアー

ニューヤマザキデイリーストア

ハマナスクラブ

※「MMK 設置店」とは、MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているコンビニエンスストアやドラッグストア等の店舗を表します。

(3) 口座振替

ア 利用できる税目

個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税（種別割）

イ 申込方法

市内の金融機関及びゆうちょ銀行に「藤沢市歳入金口座振替依頼書」が備え付けられていますので、お取引のある金融機関等に通帳、通帳印、納税（入）通知書をご持参の上、お申し込みください。

また、Web（ウェブ）口座振替受付サービスではパソコン、スマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して、24時間いつでも口座振替のお申込みができます。このサービスは、金融機関の窓口に出向く必要がなく、口座振替依頼書への記入や押印も不要です。詳しくは、納税課のホームページをご覧ください。

ウ 取扱金融機関

納税課のホームページに掲載されている金融機関及び全国のゆうちょ銀行、なお、Web（ウェブ）口座振替受付サービスについては、一部取扱いをしていない金融機関がありますので、詳しくは、納税課のホームページをご覧ください。

（４）Pay-easy（ペイジー）納付

インターネットバンキング、金融機関のペイジー対応ATM（コンビニエンスストア等のATMを除く）からいつでもどこでも簡単に税公金が支払える電子決済サービスです。また、金融機関窓口の営業時間外でも納付可能です。地方税お支払サイトにアクセスしていただき、インターネットバンキングを選択後、金融機関のWebサイトから納付いただけます。

※対応金融機関については、eLTAX（共通納税）ホームページをご確認ください。

※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。なお、いずれもシステムのメンテナンス時間を除きます。

※対応金融機関（ATM）は、納税課のホームページをご確認ください。

※納付書表面に記載の納期限を過ぎている場合でも、翌年度の5月31日まではペイジーでの納付が可能です。

※ペイジーで納付した場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、市役所・市民センター（石川分館含む）・取扱金融機関の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。

※納税証明書が発行可能となるまで、お支払手続完了から約1週間かかります。

※納付後すぐに納税証明書が必要な方は、市役所、市民センター（石川分館含む）、金融機関の窓口又はコンビニエンスストアで納付の上、領収証書をお持ちになって、税制課・市民センター（石川分館含む）で交付申請を行ってください。

○利用できる税目

個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税（種別割）

（５）スマートフォン決済アプリ納付

スマートフォン決済アプリを利用して、スマートフォンやタブレット端末で納付書に印字されているQRコードを読み取ることにより納付する方法です。

※スマートフォン決済アプリ事業者、決済上限金額等については、地方税お支払サイトをご確認ください。

※LINE Payをご利用の方はバーコードを読み取りお支払いください。

- ※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。
- ※納付書表面に記載の納期限を過ぎている場合でも、翌年度の5月31日まではスマートフォン決済アプリでの納付が可能です。
- ※スマートフォン決済アプリ納付では、領収証書が発行されません。支払の確認は、各アプリの決済履歴でご確認ください。領収証書が必要な方は、市役所・市民センター（石川分館含む）・取扱金融機関の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。
- ※納税証明書が発行可能となるまで、お支払手続完了から約3週間かかる場合があります。
- ※納付後すぐに納税証明書が必要な方は、市役所、市民センター（石川分館含む）、取扱金融機関の窓口又はコンビニエンスストアで納付の上、領収証書をお持ちになって、税制課・市民センター（石川分館含む）で交付申請を行ってください。

○利用できる税目

個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税（種別割）

（6）クレジットカード納付

パソコンやスマートフォン等からインターネットを利用して、クレジットカードにより納付する方法です。地方税お支払サイトにアクセスしていただき、クレジットカードの情報等を入力していただきます。利用方法の詳細については、納税課のホームページをご確認ください。

- ※納付額の他に、納付額に応じたシステム利用料がかかります。
- ※重複納付された場合、担当部署で還付等の手続をいたしますが、納付の際に負担されたシステム利用料は、理由の如何を問わず、一切お返しできません。
- ※お支払手続が完了すると、支払を取り消すことはできません。
- ※継続払いはできません。納付の都度、お手続が必要です。
- ※市役所・市民センター（石川分館含む）・金融機関の窓口やコンビニエンスストアでは、クレジットカードによる納付はできません。
- ※クレジットカード納付では、領収証書が発行されません。支払の確認は、各カード会社の明細書等でご確認ください。領収証書が必要な方は、市役所・市民センター（石川分館含む）・取扱金融機関の窓口又はコンビニエンスストアでご納付ください。
- ※納税証明書が発行可能となるまで、お支払手続完了から土日祝日を除き、3開庁日程度かかります。
- ※納付後すぐに納税証明書が必要な方は、市役所、市民センター（石川分館含む）、取扱金融機関の窓口又はコンビニエンスストアで納付の上、領収証書をお持ちになって、税制課・市民センター（石川分館含む）で交付申請を行ってください。
- ※納付書表面に記載の納期限を過ぎている場合でも、翌年度の5月31日まではクレジットカード納付が可能です。

○利用できる税目

個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税（種別割）

(7) 延滞金とは

納期限を過ぎた場合には、納期限内に納付した方との公平性を保つため、地方税法に基づき、延滞金を納めていただくことになります。

延滞金は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて以下の割合で計算します。

※法人市民税、事業所税の延滞金は、申告区分や申告日によって次の計算方法とは異なる場合があります。詳しくは、納税課までお問い合わせください。

○2021年（令和3年）1月1日以降の割合

延滞金特例基準割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合）に年7.3%の割合を加算した割合と年14.6%のいずれか低い方。

ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は、各年の延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合と年7.3%のいずれか低い方。

○2014年（平成26年）1月1日から2020年（令和2年）12月31日までの期間の割合

特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合）に年7.3%の割合を加算した割合と年14.6%のいずれか低い方。

ただし、納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は、各年の特例基準割合に年1%を加算した割合と年7.3%のいずれか低い方。

○2000年（平成12年）1月1日から2013年（平成25年）12月31日までの期間の割合

年14.6%の割合

ただし、納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は特例基準割合（各年の前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%）と年7.3%のいずれか低い方。

○1999年（平成11年）12月31日までの期間の割合

年14.6%の割合

ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は年7.3%。

ア 延滞金割合の推移

これまでの市税延滞金割合の推移

各年	①納期限後 1月以内の割合	②納期限後1月 を経過した日か ら納付日までの 割合
1999年(平成11年)以前	7.3%	14.6%
2000年(平成12年)～ 2001年(平成13年)	4.5%	
2002年(平成14年)～ 2006年(平成18年)	4.1%	
2007年(平成19年)	4.4%	
2008年(平成20年)	4.7%	
2009年(平成21年)	4.5%	
2010年(平成22年)～ 2013年(平成25年)	4.3%	
2014年(平成26年)	2.9%	
2015年(平成27年)～ 2016年(平成28年)	2.8%	9.1%
2017年(平成29年)	2.7%	9.0%
2018年(平成30年)～ 2020年(令和2年)	2.6%	8.9%
2021年(令和3年)	2.5%	8.8%
2022年(令和4年)～	2.4%	8.7%

イ 延滞金の計算式

$$\text{延滞金} = (\text{税額} \times \text{①} \times A \div 365) + (\text{税額} \times \text{②} \times B \div 365)$$

A : ①の期間の日数 B : ②の期間の日数

(計算例)

令和4年度市県民税の第1期分(納期限6月30日)34,500円を、12月5日に納めた場合(税額の1,000円未満は切捨て)。

$$\begin{aligned} \text{延滞金額} &= \left[34,000 \text{円} \times \frac{\text{最初の1か月} \quad 31 \text{日} \times 2.4\%}{365 \text{日}} \right] + \left[34,000 \text{円} \times \frac{\text{1か月を超える期間} \quad 127 \text{日} \times 8.7\%}{365 \text{日}} \right] \\ &= 1,098 \text{円} \rightarrow 1,000 \text{円} \quad (100 \text{円未満切捨て}) \end{aligned}$$

(端数計算)

- ・延滞金計算対象税額の1,000円未満の端数切捨て
- ・延滞金計算過程の1円未満の端数切捨て
- ・延滞金計算結果の100円未満の端数切捨て



(8) 火災などの災害にあわれたとき

不幸にして火災・風水害などの災害や盗難の被害にあわれたり、生活扶助を受けられるなど特別の事情がある場合には、その事情に応じて、納める時期を遅らせたり、分割して納めたり、納税額を減らしたりする制度があります。

ア 災害等による期限の延長

災害等による納税者等に対する救済措置として、市税の納付等についての期限を延長することができる制度があります。

その1つとして、市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、地域、期日その他必要な事項を指定して、地方税法及び市税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限を延長することができます。

対象となる災害等が発生した場合は、対象となる地域及び期限等についての告示を行うとともに、市ホームページに掲載します。

イ 納税の猶予制度

納税の猶予制度には、徴収の猶予と換価の猶予があります。

(ア) 徴収の猶予

税金は、納期限内に納めなければなりません。納税者が次のような事情による場合には、申請に基づいて、納める時期を遅らせたり、納める税額を分割したりすることができます（ただし、猶予の期間は、原則として1年以内に限ります。）。

- ①納税者が、災害を受けたり、盗難にあったとき。
- ②納税者や納税者と生計を一にする親族が病気にかかったり、負傷したとき。
- ③納税者が、事業を廃止し、又は休止したとき。
- ④納税者が、事業について、著しい損失を受けたとき。

(イ) 換価の猶予

換価とは差押え等の滞納処分を行った財産（不動産、給与、預金等）を金銭に換えることをいいます。次のような事情がある場合には、申請に基づいて、差押財産の換価を猶予し、納める税額を分割して納付することができます（ただし、換価の猶予の申請の受付は納付期限を過ぎてから6か月以内です。また、猶予の期間は原則として1年以内に限ります。）。

- ①滞納者が、納税を一時に行うと、生活の維持が困難になると認められるとき。
- ②滞納者が、納税を一時に行うと、事業の継続が困難になると認められるとき。

ウ 市税の減免

納税者が次の要件のいずれかに当たる場合には、担当課までご相談ください。市税が減免されることがあります。

減免を申し出る場合は、原則として、その税の納期の最終日までに申請書を提出してください。

税などの種類	主 な 要 件	担当課
個人の 市民税・県民税	<ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けた場合 ・生活扶助を受けた場合 ・会社都合の失業などにより、所得が著しく減少し、納付が困難と認められる場合等 	市民税課
固定資産税 都市計画税 特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けた場合 ・生活扶助を受けた場合 ・公益のために専ら使用する場合等 	資産税課
軽自動車税 (種別割)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けた場合 ・生活扶助を受けた場合 ・障がいのある方又は障がいのある方と生計を一にする方が所有する軽自動車で、障がいのある方(身体障がい者に限る)が運転するもの又は障がいのある方と生計を一にする方若しくは障がいのある方を常時介護する方が専ら障がいのある方のために運転する場合等 ※障がいのある方1人につき1台に限る ※普通車の自動車税種別割を減免されている方は対象外	税制課
事業所税	<ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けた場合 ・事業の形態上、配慮が必要と認められる場合等 	税制課
延滞金	<ul style="list-style-type: none"> ・災害を受けた場合 ・生活扶助を受けた場合等 	納税課

(9) 市税に不服があるとき

市税の賦課決定や滞納処分などに関して不服のある人は、市長に対して文書をもって審査請求ができます。

処 分	審 査 請 求 期 間
市税の賦課決定	決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、又は差押にかかる決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日
不動産等の差押	差押のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、又はその公売期日等のいずれか早い日

(10) 納税管理人

個人市民税・県民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税などの納税義務者で、市外に住所を移した方は、原則として市内に居住

する方のうちから納税管理人を届け出る必要があります。
詳しくは、それぞれの担当課にご相談ください。

(11) 相続人代表者

個人市民税・県民税や固定資産税などの納税義務者が死亡したときは、相続人のうちから納税通知書を受け取る代表者を選任して届け出る必要があります。

詳しくは、それぞれの担当課にご相談ください。

(12) 固定資産現所有者

登記簿に登記又は土地家屋補充課税台帳に登録されている個人が死亡している場合は、当該土地又は家屋を現に所有している者（相続人等）は、その住所及び氏名等、賦課徴収に必要な事項を申告する必要があります。

ご質問にお答えします



私は、ある事情で納税が遅れています。市から届いた督促状には、延滞金や滞納処分のことが書かれていますが、このまま滞納をしているとどうなるのでしょうか。

市税を滞納されますと、本来納めるべき税額のほかに、延滞金がかかります。

(詳しくは 67 ページから 68 ページまでをご参照ください)

市税を滞納している方には、督促状を発送し、納税を促しています。督促にも応じず滞納状態が続く場合は、電話や自宅等への訪問による納付勧奨、催告書の発送等により納税を促します。これらの納付勧奨・催告等にも応じない場合は、法律の定めに基づき、滞納している方の財産を調査し、判明した財産の差押え等の滞納処分を執行します。差押えた不動産・動産・債権などの差押財産は公売等により金銭に換え、滞納となっている市税に充当します。

なお、納付困難な事情のある方については、納付相談を受け付けております。納期限内の納付が困難な方は、事前に来庁又は電話等で納税課にご相談ください。



口座振替を利用していますが、残高不足等で引き落としができなかった場合はどうなりますか。

口座振替は、納期限の日に1回のみ行い、再振替は行いません。もし、引き落としができなかった場合には、後日督促状をお送りしますので、取扱金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、クレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ納付、Pay-easy(ペイジー)納付又はコンビニエンスストア等で納めてください。



口座振替を利用していますが、口座名義人が死亡した場合はどうなりますか。

金融機関の口座が凍結されて口座振替ができなくなることがありますので、口座振替の取扱いを停止させていただく場合があります。

また、引き続き別の口座で口座振替を希望される場合は、再度申込みが必要となります。

(詳しくは 64 ページをご参照ください)



口座振替をやめたい場合はどうすればいいですか。

藤沢市内の金融機関に「藤沢市歳入金口座振替解約書」がありますので、口座振替をご利用中の金融機関でお手続きください。市外に在住の方で解約書の郵送をご希望の場合は、納税課までご連絡ください。

9 市税の電子申告・電子納税・電子申請による証明請求

藤沢市では、地方税ポータルシステム（eLTAX（エルタックス））や藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）を利用して、インターネットにより電子的に行う市税の電子申告・電子納税・電子申請による証明請求のサービスを行っています。なお、電子納税については、地方税共通納税システムを利用しています。

（1）各システムの概要

ア eLTAX 及び地方税共通納税システム

- 地方公共団体の窓口に出かけなくても、自宅やオフィスなどからインターネットで簡単に地方税の申告、申請・届出、納税などの手続きができます。
- 受付窓口の一元化し、複数の地方公共団体への申告等をまとめて一度に送信できます。
- 市販の税務・会計ソフトウェアで作成したデータが使えます（eLTAX 対応ソフトに限ります）。
- eLTAX 対応ソフトウェア（PCdesk）で申告書の作成・送信、インターネットバンキングや ATM などからの納税ができます。
※PCdesk には、DL 版の他にも WEB 版とスマートフォン版（SP 版）があります。

イ 藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）

- ご自宅やオフィスのパソコン、スマートフォンから申請ができ、税の申告や郵送で税の証明書を受けとることができます。
- 郵送による証明の請求では、定額小為替証書や切手を貼った返信用封筒の準備が必要となりますが、電子申請では手数料の支払いや郵送料はクレジットカード等のキャッシュレスでの支払いとなり、手続きがより簡単になります。また、申請書類の郵送が不要になり、申請をよりスピーディーに行うことができます。
- 申請から手数料等の支払いまで、時間や場所の制限がなく手続きが可能になります。

（2）藤沢市でご利用いただけるサービス（手続）

ア eLTAX 及び地方税共通納税システム

電 子 申 告	固定資産税（償却資産） 法人市民税 個人市民税・県民税（給与支払報告書などや特別徴収関連手続） 事業所税
電子申請・届出	法人市民税（法人設立・開設届出書、変更異動届出書） 個人市民税・県民税（特別徴収：特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書） 事業所税（事業所等の新設・廃止申告書）

電 子 納 税 ※	法人市民税 事業所税 個人市民税・県民税（特別徴収・普通徴収） 固定資産税・都市計画税 軽自動車税（種別割）
--------------	--

※個人市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）の電子納税については、65ページから66ページまでをご覧ください。

イ 藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）

電 子 申 告 等	法人市民税（減免） 軽自動車税（種別割）（税止め、減免）
証 明 の 請 求	所得（課税）証明書・非課税証明書 納税証明書 軽自動車税納税証明書（継続検査用） 固定資産（土地・家屋）評価証明書 固定資産（土地・家屋）算出税額証明書（公課証明書） 固定資産（土地・家屋）所在証明書 名寄帳（固定資産物件一覧） 無資産証明書 法人所在証明書 住宅用家屋証明書 昭和46年地目証明書

（3）利用の流れ

ア eLTAX 及び地方税共通納税システム

eLTAX 及び地方税共通納税システムのご利用開始の手続、お問合せなど、詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

電 話 0570-081459（ハイシンコク）

受付時間 9：00 ～ 17：00（土日祝日、年末年始を除く）

イ 藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）

藤沢市電子申請システム（e-kanagawa）による市税の証明請求手続、お問い合わせなど、詳しくは藤沢市役所ホームページの「電子申請による請求（市税の証明）」や「軽自動車税（種別割）の減免について」等のページをご覧ください。

10 市税の証明など

市税に関する各種証明書の発行と土地家屋名寄帳等の閲覧は、税制課と各市民センター（石川分館含む）（注1）へ申請してください。証明書の種類と閲覧対象の台帳は、「市税に関する証明と閲覧」の表のとおりです。

市税の証明と閲覧については、個人情報保護のため、次の制限があります。

（1）証明・閲覧の申請ができる人

- ①本人等（相続人、市内同一世帯の親族等を含む）（注2）
- ②本人の代理人（本人から書面で委任等を受けた方、納税管理人、法定代理人等）
- ③借地人・借家人
- ④法令等に基づき、正当な理由のある方（競売申立人等）

（2）申請人の本人確認

窓口にて申請するとき、個人情報保護のため一部（注3）を除いて申請人の本人確認をさせていただきますので、次の表の区分による書類等が必要です。

申請人の区分		申請のときに必要な書類等
個人	① 本人等	a 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険証等は2点必要)
	② 本人の代理人	a 代理人であることを明らかにする委任状等 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険証等は2点必要) c 法人又は社員等として委任を受けている場合は、社員証等
	③ 借地・借家人	a 賃借人であることを明らかにする賃貸借契約書等 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険証等は2点必要)
法人	① 法人の代表者	a 法人の代表者印又は法人代表者であることが分かる書類 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険証等は2点必要)
	② 法人の代理人 (代表者以外の社員の方等)	a 法人代表者印の押印がある委任状又は申請書 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険証等は2点必要) c 法人又は社員等として委任を受けている場合は、社員証等
法令に基づく 正当な理由を有する者		a 正当な理由を有することを確認できる書類 b 窓口に来た方の本人確認書類(マイナンバーカードの表面、運転免許証等は1点、健康保険証等は2点必要) c 代理人が申請する場合は、代理人であることを明らかにする委任状等

注1：取扱い時間 午前8時30分～午後5時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

注1：証明・閲覧の一部は、各市民センター（石川分館含む）では取り扱いできません。

注2：相続人である場合は、相続人とわかる戸籍謄本等をご提示ください。

注2：同一世帯の親族等とは、住民票が一緒に生計を同一にしている親族等のことをいいます。

注2：同じ住所でも、住民票が別の場合は委任状等が必要です。

注2：市外在住の方は、同一世帯の親族であることがわかる住民票等の提示が必要です。

注3：誰でも申請できる証明・閲覧…①納税証明（継続検査用）②法人所在証明 ③昭和46年地目証明

④住宅用家屋証明

市税に関する証明と閲覧

種 類		主 な 使 用 目 的	申 請 窓 口		
			税制課	市民センター	
証 明	納 税 証 明	保証人、資金の借入、入札参加資格申請、ビザの取得、帰化申請	○	○	
	納 税 証 明 (継続検査用)	軽自動車、二輪車の車検 ※無料	○	○	
	所得(課税)証明 又は非課税証明	資金の借入、年金請求、保育園入園、 保証人、奨学金申請、公庫申込み	○	○	
	固 定 資 産	評価証明	保証人、資金の借入、登記申請	○	○
		算出税額証明	売買時の課税精算、競売申立	○	○
		所在証明	防音工事申請、車庫証明申請	○	○
		無資産証明	福祉施設入所、各種申請	○	○
	法人所在証明	法人の自動車登録	○	○	
昭和46年地目証明	開発行為申請、農家等の建て替え	○	○		
※ 住宅用家屋証明	不動産登記時の登録免許税の軽減	○	※ △		
閲 覧	土地家屋名寄帳	不動産収入に係る確定申告	○	○	
	地 番 図	土地の位置確認	資産税課	×	
	地 積 測 量 図	法務局にない土地の形状や寸法の確 認	資産税課	×	

※住宅用家屋証明は、登録免許税の軽減を受けるための証明で、税制課（諸税・証明担当）又は明治市民センターで証明交付いたします。この証明の申請には申請区分や事情によって添付していただく書類が複数ありますので、事前にお問い合わせください。

手数料は、1件300円（固定資産の証明は、2件以上を併せて交付する場合において、2件目以上については、1件当たり100円を加算）です。
なお、住宅用家屋証明は、1件1,300円です。

11 市税の窓口案内

藤沢市役所

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1 電話 0466-25-1111 (代表)

個人の市民税・県民税について	市民税課 電話 0466-50-3510 (直通)
市税の証明について 法人の市民税について 軽自動車税 (種別割) について 市たばこ税について 事業所税について 入湯税について	税制課 電話 0466-50-3570 (直通)
固定資産 (土地・家屋・償却資産) の評価について 固定資産税・都市計画税について 特別土地保有税について	資産税課 電話 0466-50-3511 (直通)
市税の口座振替など納付の方法について 市税の過誤納金の還付・充当について 納税相談及び滞納処分について 差押及び公売について	納税課 電話 0466-50-3509 (直通)
固定資産の価格に関する審査の申出について	行政総務課 電話 0466-50-3586 (直通)

※インターネットからのお問い合わせについては、市ホームページの各課のページ記載のお問い合わせフォームから行っていただきますようお願いいたします。

※各窓口の業務受付時間は、月曜日から金曜日 (祝日、年末年始を除く) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとなります。昼休み時間 (正午から午後 1 時まで) の窓口実施などについては、詳しくは各課にお問い合わせください。

※納付相談窓口は、毎週火曜日 (祝日、年末年始を除く) の夜間 (午後 5 時から 8 時まで) 及び毎月第 4 土曜日 (午前 8 時 30 分から正午まで、午後 1 時から 5 時まで) にも開設しておりますので、納税課までお問い合わせください。

12 税務署・県税事務所など

(1) 県税について（不動産取得税・自動車税・事業税など）

○藤沢県税事務所

〒251-8534 藤沢市鶴沼石上2-7-1
電話 0466-26-2111 (代表)

(2) 国税について（所得税・相続税・贈与税・法人税など）

○藤沢税務署

〒251-8566 藤沢市朝日町1-11
電話 0466-22-2141 (代表)

(3) 軽自動車（二輪の小型自動車・軽二輪車）の取得・譲渡・廃車について

○神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所

〒254-0082 平塚市東豊田369-10
電話 050-5540-2038

(4) 軽自動車（三輪・四輪の軽自動車）の取得・譲渡・廃車について

○軽自動車検査協会 神奈川事務所 湘南支所

〒254-0082 平塚市東豊田369-13
電話 050-3816-3119

(5) 軽自動車税環境性能割について

○神奈川県自動車会議所 神奈川事業所

〒224-0054 横浜市都筑区佐江戸町770-4
電話 045-931-2560



市税のしおり

～令和5年度版～

編集・発行：藤沢市財務部税制課

令和5年5月

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-50-8370

FAX 0466-50-8405